

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第3章 体制及び評価</p> <p>第1節 保安管理体制</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 体制及び評価</p> <p>第1節 保安管理体制</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

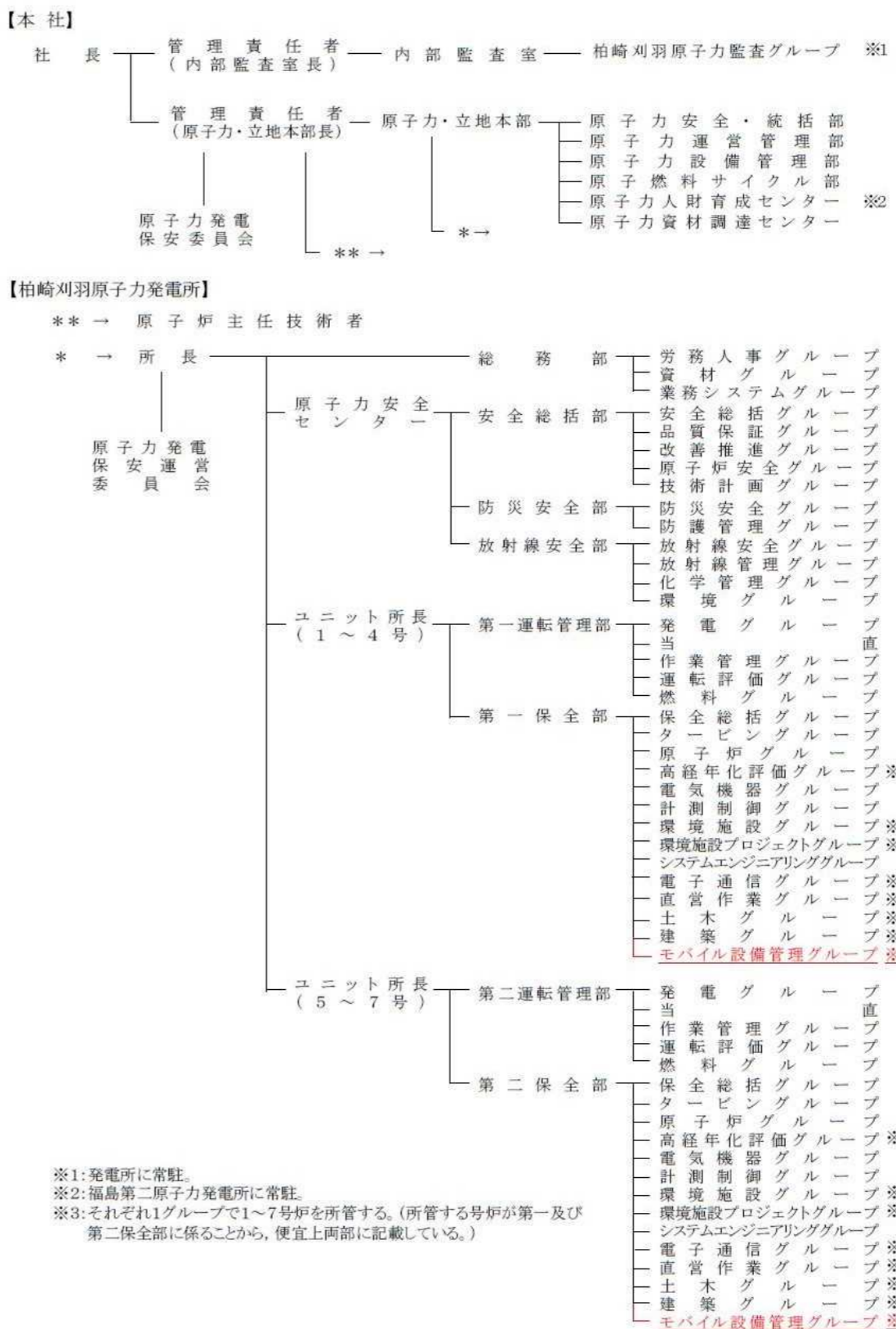
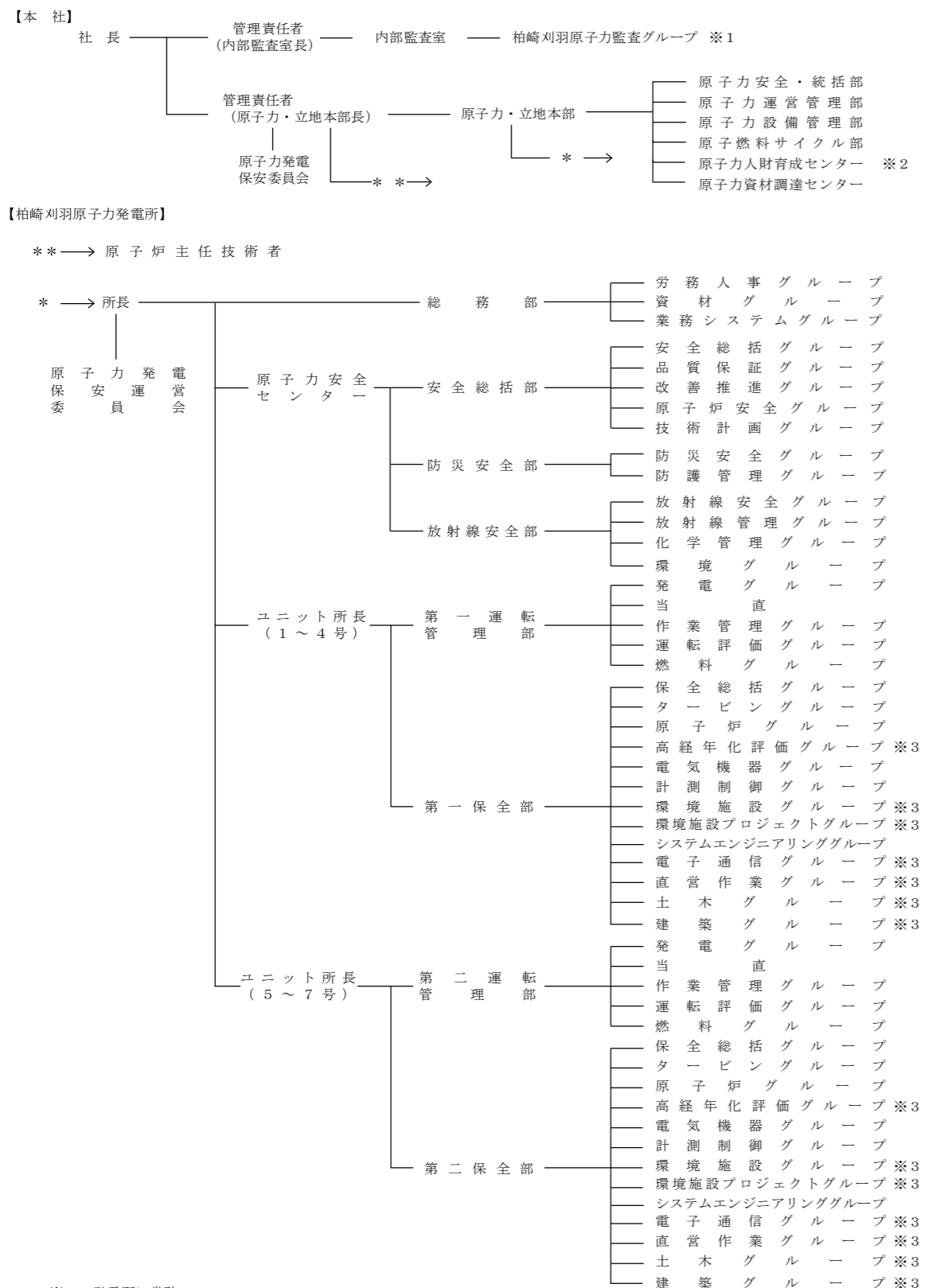
変更前

変更後

備考

図4

図4



原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)

※1：発電所に常駐。
 ※2：福島第二原子力発電所に常駐。
 ※3：それぞれ1グループで1～7号炉を所管する。(所管する号炉が第一及び第二保全部に係ることから、便宜上両部に記載している。)

※1：発電所に常駐。
 ※2：福島第二原子力発電所に常駐。
 ※3：それぞれ1グループで1～7号炉を所管する。(所管する号炉が第一及び第二保全部に係ることから、便宜上両部に記載している。)

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者（以下「主任技術者」という。）を含む。）から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(3) 柏崎刈羽原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人財育成センター、原子力資材調達センターの長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(5) 原子力安全・統括部は、管理責任者を補佐し、原子力・立地本部における安全・品質の管理及び要員の計画、管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び保守に関する業務（原子力設備管理部所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(7) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>(9) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子力資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(3) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>(4) 業務システムグループは、原子力業務システムの運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(5) 安全総括グループは、定期検査、定期安全管理審査の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。</p> <p>(7) 改善推進グループは、不適合情報、運転経験情報等の分析・評価・活用に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子炉安全グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。</p> <p>(9) 技術計画グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(11) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 放射線安全グループは、放射線管理（放射線管理グループ、化学管理グループ所管業務を除く。）及び環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>(13) 放射線管理グループは、発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長を</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(3) 柏崎刈羽原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人財育成センター、原子力資材調達センターの長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(5) 原子力安全・統括部は、管理責任者を補佐し、原子力・立地本部における安全・品質の管理及び要員の計画、管理に関する業務を行う（<u>自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</u>）。</p> <p>(6) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び保守に関する業務（原子力設備管理部所管業務を除く。）を行う（<u>自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</u>）。</p> <p>(7) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う（<u>自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</u>）。</p> <p>(8) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>(9) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子力資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には<u>原子炉</u>主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(3) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>(4) 業務システムグループは、原子力業務システムの運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(5) 安全総括グループは、<u>施設</u>定期検査（以下「<u>定期検査</u>」という。）、定期安全管理審査の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。</p> <p>(7) 改善推進グループは、不適合情報、運転経験情報等の分析・評価・活用に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子炉安全グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。</p> <p>(9) 技術計画グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(11) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 放射線安全グループは、放射線管理（放射線管理グループ、化学管理グループ所管業務を除く。）及び環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>(13) 放射線管理グループは、発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長を</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p> <p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正に伴う変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>含む。)が行う放射線管理の支援・指導・助言及び管理区域の維持・管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 化学管理グループは、化学管理及び放射性気体・液体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 発電グループは、原子炉施設の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務（作業管理グループ所管業務を除く。）及び燃料取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(18) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務（発電グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(20) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(21) 保全総括グループは、原子炉施設の保守の総括に関する業務を行う。</p> <p>(22) タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 高経年化評価グループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理並びに原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行う。</p> <p>(25) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 環境施設グループは、廃棄物処理設備の保守の総括、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 環境施設プロジェクトグループは、廃棄物処理設備の改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(29) システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。</p> <p>(30) 電子通信グループは、電子通信設備の運用・保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(31) 直営作業グループは、原子炉施設の直営作業の総括に関する業務を行う。</p> <p>(32) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(33) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本社各部長（原子力人財育成センター所長及び原子力資材調達センター所長を含む。）は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 原子力安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部、防災安全部及び放射線安全部の業務を統括管理する。</p> <p>(3) ユニット所長（1～4号）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、第一運転管理部及び第一保全部の業務を統括管理する。</p> <p>(4) ユニット所長（5～7号）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、第二運転管理部及び第二保全部の業務を統括管理する。</p> <p>(5) 発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(6) 各GMは、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育<u>ならび</u>に記録及び報告を行う。</p> <p>(7) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>含む。)が行う放射線管理の支援・指導・助言及び管理区域の維持・管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 化学管理グループは、化学管理及び放射性気体・液体廃棄物の管理<u>並びに有毒ガス防護の発電所敷地内確認の手順整備</u>に関する業務を行う。</p> <p>(15) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 発電グループは、原子炉施設の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務（作業管理グループ所管業務を除く。）及び燃料取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(18) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務（発電グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(20) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(21) 保全総括グループは、原子炉施設の保守の総括に関する業務を行う。</p> <p>(22) タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 高経年化評価グループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理並びに原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行う。</p> <p>(25) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 環境施設グループは、廃棄物処理設備の保守の総括、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 環境施設プロジェクトグループは、廃棄物処理設備の改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(29) システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。</p> <p>(30) 電子通信グループは、電子通信設備の運用・保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(31) 直営作業グループは、原子炉施設の直営作業の総括に関する業務を行う。</p> <p>(32) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(33) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p><u>(34) モバイル設備管理グループは、可搬型重大事故等対処設備等の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本社各部長（原子力人財育成センター所長及び原子力資材調達センター所長を含む。）は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 原子力安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部、防災安全部及び放射線安全部の業務を統括管理する。</p> <p>(3) ユニット所長（1～4号）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、第一運転管理部及び第一保全部の業務を統括管理する。</p> <p>(4) ユニット所長（5～7号）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、第二運転管理部及び第二保全部の業務を統括管理する。</p> <p>(5) 発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(6) 各GMは、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育<u>並び</u>に記録及び報告を行う <u>(火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。)</u>。</p> <p>(7) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正に伴う変更</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p> <p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(原子力発電保安運営委員会) 第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保安管理体制に関する事項 (2) 原子炉施設の定期的な評価に関する事項 (3) 運転管理に関する事項 (4) 燃料管理に関する事項 (5) 放射性廃棄物管理に関する事項 (6) 放射線管理に関する事項 (7) 保守管理に関する事項 (8) 原子炉施設の改造に関する事項 (9) 緊急時における運転操作に関する事項 (10) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 <p>3. 所長を委員長とする。 4. 運営委員会は、委員長、原子力安全センター所長、安全総括部長、主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(原子力発電保安運営委員会) 第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保安管理体制に関する事項 (2) 原子炉施設の定期的な評価に関する事項 (3) 運転管理に関する事項^{※1} (4) 燃料管理に関する事項 (5) 放射性廃棄物管理に関する事項 (6) 放射線管理に関する事項 (7) 保守管理に関する事項 (8) 原子炉施設の改造に関する事項 (9) 緊急時における運転操作に関する事項 (10) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 <p>3. 所長を委員長とする。 4. 運営委員会は、委員長、原子力安全センター所長、安全総括部長、<u>原子炉</u>主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p><u>※1：以下の事項を含む。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>誤操作の防止に関する事項(7号炉)</u> ・<u>火災、内部溢水(7号炉)、火山影響等(7号炉)、その他自然災害及び有毒ガス発生時(7号炉)の体制の整備に関する事項</u> ・<u>重大事故等及び大規模損壊時の体制の整備に関する事項(7号炉)</u> 	<p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p> <p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 原子力・立地本部長は、主任技術者及び代行者を、主任技術者免状を有する者から選任する。</p> <p>2. 主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 主任技術者及び代行者は特別管理職とする。</p> <p>4. 主任技術者のうち少なくとも1名は部長以上に相当する者とし、第9条に定める職務を専任する。</p> <p>5. 第4項以外の主任技術者については、原子力安全センターの職務を兼務できる。</p> <p>6. 第5項の主任技術者については、自らの担当している号炉について主任技術者の職務と原子力安全センターの職務が重複する場合には、主任技術者としての職務を優先し、原子力安全センターの職務については、上位職の者が実施する。</p> <p>7. 主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第5項に基づき、改めて主任技術者を選任する。</p>	<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 原子力・立地本部長は、<u>原子炉</u>主任技術者及び代行者を、<u>原子炉</u>主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p><u>(1) 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務</u></p> <p><u>(2) 原子炉の運転に関する業務</u></p> <p><u>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務</u></p> <p><u>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</u></p> <p>2. <u>原子炉</u>主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>3. <u>原子炉</u>主任技術者及び代行者は特別管理職とする。</p> <p>4. <u>原子炉</u>主任技術者のうち少なくとも1名は部長以上に相当する者とし、第9条に定める職務を専任する。</p> <p>5. 第4項以外の<u>原子炉</u>主任技術者については、原子力安全センターの職務を兼務できる。</p> <p>6. 第5項の<u>原子炉</u>主任技術者については、自らの担当している号炉について<u>原子炉</u>主任技術者の職務と原子力安全センターの職務が重複する場合には、<u>原子炉</u>主任技術者としての職務を優先し、原子力安全センターの職務については、上位職の者が実施する。</p> <p>7. <u>原子炉</u>主任技術者が職務を遂行できない場合<u>(7号炉の原子炉主任技術者については、非常招集可能圏外に離れる場合を含む)</u>は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第5項に基づき、改めて<u>原子炉</u>主任技術者を選任する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考																																		
<p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「NM-24-1 原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項のうち、第118条及び第119条については、原子力・立地本部長の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第121条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。</p> <p>(6) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。</p> <p>(7) 保安委員会及び運営委員会に少なくとも1名が必ず出席する。</p> <p>(8) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p><u>2.</u> 原子炉施設の運転に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>表9-1</p> <table border="1" data-bbox="157 1230 1279 1682"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第37条 (原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)</td> <td>原子炉冷却材温度制限値</td> </tr> <tr> <td>第78条 (異常収束後の措置)</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第82条 (燃料取替実施計画)</td> <td>燃料取替実施計画</td> </tr> <tr> <td>第92条 (管理区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第118条 (所員への保安教育)</td> <td>所員の保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第119条 (協力企業従業員への保安教育)</td> <td>協力企業従業員の保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第37条 (原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)	原子炉冷却材温度制限値	第78条 (異常収束後の措置)	原子炉の再起動	第82条 (燃料取替実施計画)	燃料取替実施計画	第92条 (管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除	第118条 (所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画	第119条 (協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画	<p>(<u>原子炉</u>主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 <u>原子炉</u>主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「NM-24-1 原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項のうち、第118条及び第119条については、原子力・立地本部長の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第121条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。</p> <p>(6) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。</p> <p>(7) 保安委員会及び運営委員会に少なくとも1名が必ず出席する。</p> <p>(8) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p><u>2. 重大事故等時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</u></p> <p><u>3.</u> 原子炉施設の運転に従事する者は、<u>原子炉</u>主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>表9-1</p> <table border="1" data-bbox="1389 947 2555 1682"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>第12条 (運転員等の確保)</u></td> <td><u>第5項, 第6項, 第8項及び第9項の定める体制の構築</u></td> </tr> <tr> <td><u>第17条の7 (重大事故等発生時の体制の整備)</u></td> <td><u>第3項に定める成立性の確認訓練の実実施計画 (7号炉)</u></td> </tr> <tr> <td><u>第17条の8 (大規模損壊発生時の体制の整備)</u></td> <td><u>第1項に定める技術的能力の確認訓練の実実施計画 (7号炉)</u></td> </tr> <tr> <td>第37条 (原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)</td> <td>原子炉冷却材温度制限値</td> </tr> <tr> <td>第78条 (異常収束後の措置)</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第82条 (燃料取替実施計画)</td> <td>燃料取替実施計画</td> </tr> <tr> <td>第92条 (管理区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第118条 (所員への保安教育)</td> <td>所員の保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第119条 (協力企業従業員への保安教育)</td> <td>協力企業従業員の保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	<u>第12条 (運転員等の確保)</u>	<u>第5項, 第6項, 第8項及び第9項の定める体制の構築</u>	<u>第17条の7 (重大事故等発生時の体制の整備)</u>	<u>第3項に定める成立性の確認訓練の実実施計画 (7号炉)</u>	<u>第17条の8 (大規模損壊発生時の体制の整備)</u>	<u>第1項に定める技術的能力の確認訓練の実実施計画 (7号炉)</u>	第37条 (原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)	原子炉冷却材温度制限値	第78条 (異常収束後の措置)	原子炉の再起動	第82条 (燃料取替実施計画)	燃料取替実施計画	第92条 (管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除	第118条 (所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画	第119条 (協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画	<p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更 (新規基準の施行に伴う変更)</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更 (新規基準の施行に伴う変更)</p>
条 文	内 容																																			
第37条 (原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)	原子炉冷却材温度制限値																																			
第78条 (異常収束後の措置)	原子炉の再起動																																			
第82条 (燃料取替実施計画)	燃料取替実施計画																																			
第92条 (管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除																																			
第118条 (所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画																																			
第119条 (協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画																																			
条 文	内 容																																			
<u>第12条 (運転員等の確保)</u>	<u>第5項, 第6項, 第8項及び第9項の定める体制の構築</u>																																			
<u>第17条の7 (重大事故等発生時の体制の整備)</u>	<u>第3項に定める成立性の確認訓練の実実施計画 (7号炉)</u>																																			
<u>第17条の8 (大規模損壊発生時の体制の整備)</u>	<u>第1項に定める技術的能力の確認訓練の実実施計画 (7号炉)</u>																																			
第37条 (原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)	原子炉冷却材温度制限値																																			
第78条 (異常収束後の措置)	原子炉の再起動																																			
第82条 (燃料取替実施計画)	燃料取替実施計画																																			
第92条 (管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除																																			
第118条 (所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画																																			
第119条 (協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画																																			

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前		変更後		備考
表9-2		表9-2		
条文	内容	条文	内容	
第17条（地震・火災等発生時の対応）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	<u>第17条（火災発生時の体制の整備）</u>	<u>火災が発生した場合に講じた措置の結果</u>	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）
第23条（制御棒の操作）	制御棒操作手順	<u>第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）</u>	<u>内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果（7号炉）</u>	
第35条（原子炉停止時冷却系その2）	原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間	<u>第17条の3（火山影響等発生時の体制の整備）</u>	<u>火山影響等発生時に講じた措置の結果</u>	实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更
第69条（複数の制御棒引き抜きを伴う検査）	制御棒操作手順	<u>第17条の4（その他自然災害発生時等の体制の整備）</u>	<u>地震、津波及び竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果</u>	
第73条（運転上の制限を満足しない場合）	運転上の制限を満足していないと判断した場合	<u>第17条の5（有毒ガス発生時の体制の整備）</u>	<u>有毒ガス発生時に講じた措置の結果（7号炉）</u>	实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正に伴う変更
	運転上の制限を満足していると判断した場合	<u>第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備）</u>	<u>成立性の確認訓練の結果（7号炉）</u>	
第74条（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合）	運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰	<u>第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備）</u>	<u>技術的能力の確認訓練の結果（7号炉）</u>	
	必要な安全措置	第23条（制御棒の操作）	制御棒操作手順	
第76条（異常発生時の基本的な対応）	異常が発生した場合の原因調査及び対応措置	第35条（原子炉停止時冷却系その2）	原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間	
第77条（異常時の措置）	異常の収束	<u>第66条（重大事故等対処設備）</u>	<u>要求される代替措置の確認（7号炉）</u>	
第82条（燃料取替実施計画）	第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果	第69条（複数の制御棒引き抜きを伴う検査）	制御棒操作手順	
第121条（報告）	運転上の制限を満足していないと判断した場合	第73条（運転上の制限を満足しない場合）	運転上の制限を満足していないと判断した場合	
	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合		運転上の制限を満足していると判断した場合	
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰	必要な安全措置	
	实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。） <u>第19条の17</u> 第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	運転上の制限外から復帰していると判断した場合	第74条（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合）	運転上の制限外から復帰していると判断した場合
	異常が発生した場合の原因調査及び対応措置	第76条（異常発生時の基本的な対応）	異常が発生した場合の原因調査及び対応措置	
	異常の収束	第77条（異常時の措置）	異常の収束	
	第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果	第82条（燃料取替実施計画）	第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果	
第121条（報告）	運転上の制限を満足していないと判断した場合	第121条（報告）	運転上の制限を満足していないと判断した場合	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）
	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合		放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合		外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	
	实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。） <u>第134条</u> 第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合		实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。） <u>第134条</u> 第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	

変 更 前	変 更 後	備 考																																																												
<p style="text-align: center;">第4章 運転管理</p> <p>第1節 通 則</p> <p>(構成及び定義)</p> <p>第11条 本章における原子炉の状態の定義は、表11のとおりとする。</p> <p>2. 第3節(第72条から第75条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項: 運転上の制限</p> <p>(2) 第2項: 運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項</p> <p>(3) 第3項: 運転上の制限を満足していないと判断した場合^{※1}に要求される措置</p> <p>表11^{※2}</p> <table border="1" data-bbox="136 709 1190 1119"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>運 転</th> <th>起 動</th> <th>高温停止</th> <th>冷温停止</th> <th>燃料交換</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉モード スイッチの位置</td> <td>運 転</td> <td>起 動</td> <td>燃料取替 又は 停止</td> <td>燃料取替 又は 停止</td> <td>燃料取替 又は 停止</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器 締付ボルトの状態</td> <td>全ボルト 締付</td> <td>全ボルト 締付</td> <td>全ボルト 締付</td> <td>全ボルト 締付</td> <td>1本以上 ボルトが緩め られている</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材温度</td> <td></td> <td></td> <td>100℃ 以上</td> <td>100℃ 未満</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 運転上の制限を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。</p> <p>(1) 第2項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各GMが判断した場合</p> <p>(2) 第2項の確認を行うことができなかった場合</p> <p>(3) 第2項に係らず運転上の制限を満足していないと各GMが判断した場合</p> <p>※2: 第69条、第70条及び第71条の適用時は当該条文による。</p> <p>3. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="136 1438 1308 1948"> <tbody> <tr> <td>管理的手段による 確認</td> <td> 系統・設備に対する確認事項を実際に直接的に確認するのではなく、次の事項から1つないし複数を選択して間接的に確認することをいう。ただし、実際に直接的に確認することを妨げるものではない。 (1) 当該系統・設備において、その機能に影響を及ぼす警報が発生していないこと。 (2) 当該系統・設備の必要な機器に電源が供給されていること。 (3) 当該系統・設備が機能することを示す至近の記録を確認すること。 (4) 当該系統・設備に対して施錠又は区域管理等が実施されていること。 </td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力</td> <td>原子炉圧力容器ドーム部の圧力をいう。</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟^{※3}内で照射された燃料に係る作業</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	運 転	起 動	高温停止	冷温停止	燃料交換	原子炉モード スイッチの位置	運 転	起 動	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止	原子炉圧力容器 締付ボルトの状態	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	1本以上 ボルトが緩め られている	原子炉冷却材温度			100℃ 以上	100℃ 未満		管理的手段による 確認	系統・設備に対する確認事項を実際に直接的に確認するのではなく、次の事項から1つないし複数を選択して間接的に確認することをいう。ただし、実際に直接的に確認することを妨げるものではない。 (1) 当該系統・設備において、その機能に影響を及ぼす警報が発生していないこと。 (2) 当該系統・設備の必要な機器に電源が供給されていること。 (3) 当該系統・設備が機能することを示す至近の記録を確認すること。 (4) 当該系統・設備に対して施錠又は区域管理等が実施されていること。	原子炉圧力	原子炉圧力容器ドーム部の圧力をいう。	原子炉建屋原子炉棟 ^{※3} 内で照射された燃料に係る作業	原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。	<p style="text-align: center;">第4章 運転管理</p> <p>第1節 通 則</p> <p>(構成及び定義)</p> <p>第11条 本章における原子炉の状態の定義は、表11のとおりとする。</p> <p>2. 第3節(第72条から第75条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項: 運転上の制限</p> <p>(2) 第2項: 運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項</p> <p>(3) 第3項: 運転上の制限を満足していないと判断した場合^{※1}に要求される措置</p> <p>表11^{※2}</p> <table border="1" data-bbox="1389 709 2442 1119"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>運 転</th> <th>起 動</th> <th>高温停止</th> <th>冷温停止</th> <th>燃料交換</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉モード スイッチの位置</td> <td>運 転</td> <td>起 動</td> <td>燃料取替 又は 停止</td> <td>燃料取替 又は 停止</td> <td>燃料取替 又は 停止</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器 締付ボルトの状態</td> <td>全ボルト 締付</td> <td>全ボルト 締付</td> <td>全ボルト 締付</td> <td>全ボルト 締付</td> <td>1本以上 ボルトが緩め られている</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材温度</td> <td></td> <td></td> <td>100℃ 以上</td> <td>100℃ 未満</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 運転上の制限を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。</p> <p>(1) 第2項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各GMが判断した場合</p> <p>(2) 第2項の確認を行うことができなかった場合</p> <p>(3) 第2項に係らず運転上の制限を満足していないと各GMが判断した場合</p> <p>※2: 第69条、第70条及び第71条の適用時は当該条文による。</p> <p>3. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1389 1438 2561 1948"> <tbody> <tr> <td>管理的手段による 確認</td> <td> 系統・設備に対する確認事項を実際に直接的に確認するのではなく、次の事項から1つないし複数を選択して間接的に確認することをいう。ただし、実際に直接的に確認することを妨げるものではない。 (1) 当該系統・設備において、その機能に影響を及ぼす警報が発生していないこと。 (2) 当該系統・設備の必要な機器に電源が供給されていること。 (3) 当該系統・設備が機能することを示す至近の記録を確認すること。 (4) 当該系統・設備に対して施錠又は区域管理等が実施されていること。 </td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力</td> <td>原子炉圧力容器ドーム部の圧力をいう。</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟^{※3}内で照射された燃料に係る作業</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	運 転	起 動	高温停止	冷温停止	燃料交換	原子炉モード スイッチの位置	運 転	起 動	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止	原子炉圧力容器 締付ボルトの状態	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	1本以上 ボルトが緩め られている	原子炉冷却材温度			100℃ 以上	100℃ 未満		管理的手段による 確認	系統・設備に対する確認事項を実際に直接的に確認するのではなく、次の事項から1つないし複数を選択して間接的に確認することをいう。ただし、実際に直接的に確認することを妨げるものではない。 (1) 当該系統・設備において、その機能に影響を及ぼす警報が発生していないこと。 (2) 当該系統・設備の必要な機器に電源が供給されていること。 (3) 当該系統・設備が機能することを示す至近の記録を確認すること。 (4) 当該系統・設備に対して施錠又は区域管理等が実施されていること。	原子炉圧力	原子炉圧力容器ドーム部の圧力をいう。	原子炉建屋原子炉棟 ^{※3} 内で照射された燃料に係る作業	原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。	
原子炉の状態	運 転	起 動	高温停止	冷温停止	燃料交換																																																									
原子炉モード スイッチの位置	運 転	起 動	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止																																																									
原子炉圧力容器 締付ボルトの状態	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	1本以上 ボルトが緩め られている																																																									
原子炉冷却材温度			100℃ 以上	100℃ 未満																																																										
管理的手段による 確認	系統・設備に対する確認事項を実際に直接的に確認するのではなく、次の事項から1つないし複数を選択して間接的に確認することをいう。ただし、実際に直接的に確認することを妨げるものではない。 (1) 当該系統・設備において、その機能に影響を及ぼす警報が発生していないこと。 (2) 当該系統・設備の必要な機器に電源が供給されていること。 (3) 当該系統・設備が機能することを示す至近の記録を確認すること。 (4) 当該系統・設備に対して施錠又は区域管理等が実施されていること。																																																													
原子炉圧力	原子炉圧力容器ドーム部の圧力をいう。																																																													
原子炉建屋原子炉棟 ^{※3} 内で照射された燃料に係る作業	原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。																																																													
原子炉の状態	運 転	起 動	高温停止	冷温停止	燃料交換																																																									
原子炉モード スイッチの位置	運 転	起 動	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止																																																									
原子炉圧力容器 締付ボルトの状態	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	1本以上 ボルトが緩め られている																																																									
原子炉冷却材温度			100℃ 以上	100℃ 未満																																																										
管理的手段による 確認	系統・設備に対する確認事項を実際に直接的に確認するのではなく、次の事項から1つないし複数を選択して間接的に確認することをいう。ただし、実際に直接的に確認することを妨げるものではない。 (1) 当該系統・設備において、その機能に影響を及ぼす警報が発生していないこと。 (2) 当該系統・設備の必要な機器に電源が供給されていること。 (3) 当該系統・設備が機能することを示す至近の記録を確認すること。 (4) 当該系統・設備に対して施錠又は区域管理等が実施されていること。																																																													
原子炉圧力	原子炉圧力容器ドーム部の圧力をいう。																																																													
原子炉建屋原子炉棟 ^{※3} 内で照射された燃料に係る作業	原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。																																																													

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前		変更後		備考	
スタック	通常の制御棒挿入・引抜操作を行った際に、制御棒が挿入又は引き抜きができない状況が発生し、動作不能と判断できない状態をいう。なお、所定の位置で制御棒の位置を固定できない場合を含む。	スタック	通常の制御棒挿入・引抜操作を行った際に、制御棒が挿入又は引き抜きができない状況が発生し、動作不能と判断できない状態をいう。なお、所定の位置で制御棒の位置を固定できない場合を含む。	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）	
速やかに	第3節運転管理において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する※4準備が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。	速やかに	第3節運転管理において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する※4準備が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。		
制御棒が全挿入かつ除外	制御棒が全挿入された状態で、制御棒駆動機構を除外した状態をいう。	制御棒が全挿入かつ除外	制御棒が全挿入された状態で、制御棒駆動機構を除外した状態をいう。		
制御棒駆動機構を除外	[1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉] 制御棒駆動水圧系の駆動水及び排水の元弁を閉鎖することをいう。 [6号炉及び7号炉] 制御棒駆動機構の駆動電源が切操作されていることをいう。	制御棒駆動機構を除外	[1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉] 制御棒駆動水圧系の駆動水及び排水の元弁を閉鎖することをいう。 [6号炉及び7号炉] 制御棒駆動機構の駆動電源が切操作されていることをいう。		
挿入可能な制御棒	制御棒駆動機構を除外していない制御棒をいう。	挿入可能な制御棒	制御棒駆動機構を除外していない制御棒をいう。		
定検停止後の原子炉起動	定期検査のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。	定検停止後の原子炉起動	定期検査のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。		
定検停止時	定期検査のために原子炉が停止している期間をいう。	定検停止時	定期検査のために原子炉が停止している期間をいう。		
炉心変更	原子炉の状態が燃料交換において、原子炉圧力容器内における燃料の移動、制御棒の挿入・引抜及び中性子源の移動をいう。ただし、炉心変更には、中性子検出器の移動、空セル（制御棒周辺の燃料4体がすべて取り出されている状態）における制御棒の挿入・引抜及び取付け・取外しは含まない。なお、炉心変更の中止の措置が要求された場合でも、進行中の移動操作を安全な状態で終了させること及び制御棒の挿入は除外される。	炉心変更	原子炉の状態が燃料交換において、原子炉圧力容器内における燃料の移動、制御棒の挿入・引抜及び中性子源の移動をいう。ただし、炉心変更には、中性子検出器の移動、空セル（制御棒周辺の燃料4体がすべて取り出されている状態）における制御棒の挿入・引抜及び取付け・取外しは含まない。なお、炉心変更の中止の措置が要求された場合でも、進行中の移動操作を安全な状態で終了させること及び制御棒の挿入は除外される。		
※3：6号炉及び7号炉においては、原子炉建屋原子炉区域をいう。		重大事故			
※4：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。		<u>実用炉規則第4条にて掲げる「炉心の著しい損傷及び核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。</u>			
		<u>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</u>			
		※3：6号炉及び7号炉においては、原子炉建屋原子炉区域をいう。			
		※4：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。			

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考																					
<p>(原子炉の運転員の確保)</p> <p>第12条 第一運転管理部長及び第二運転管理部長（以下「運転管理部長」という。）は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 運転管理部長は、原子炉の運転にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表12-1に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 運転管理部長は、表12-1に定める人数のうち、表12-2に定める人数の者を主機操作員以上の職位にある運転員の中から常時中央制御室に確保する。なお、表12-2に定める人数のうち、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止の場合においては、1名は当直長又は当直副長とする。</p>	<p>(運転員等の確保)</p> <p>第12条 第一運転管理部長及び第二運転管理部長（以下「運転管理部長」という。）は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する^{※1}。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 運転管理部長は、原子炉の運転にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表12-1に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 運転管理部長は、表12-1に定める人数のうち、表12-2に定める人数の者を主機操作員以上の職位にある運転員の中から常時中央制御室に確保する。なお、表12-2に定める人数のうち、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止の場合においては、1名は当直長又は当直副長とする。</p> <p><u>4. 各GMは、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する^{※1}。また、防災安全GMは、重大事故等対応を行う要員として、表12-3に定める人数を常時確保する。</u></p> <p><u>5. 発電GMは、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量（以下、本条において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-1に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</u></p> <p><u>6. 発電GMは、第5項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</u></p> <p><u>7. 発電GMは、表12-1に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</u></p> <p><u>8. 防災安全GMは、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</u></p> <p><u>9. 防災安全GMは、第8項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</u></p> <p><u>10. 防災安全GMは、表12-3に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</u></p> <p><u>11. 所長は、表12-1及び表12-3に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合、原子炉の運転中は、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。</u></p> <p><u>※1：重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。</u></p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p>																					
<p>表12-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="139 1745 578 1837">原子炉の状態</th> <th data-bbox="578 1745 920 1837">中央制御室名 1号炉、2号炉、3号炉、 4号炉及び5号炉</th> <th data-bbox="920 1745 1261 1837">6 / 7号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="139 1837 578 1900">運転、起動、高温停止の場合</td> <td data-bbox="578 1837 920 1900">3名以上</td> <td data-bbox="920 1837 1261 1900">5名以上^{※1}</td> </tr> <tr> <td data-bbox="139 1900 578 1963">冷温停止、燃料交換の場合</td> <td data-bbox="578 1900 920 1963">2名以上</td> <td data-bbox="920 1900 1261 1963">3名以上^{※2}</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	中央制御室名 1号炉、2号炉、3号炉、 4号炉及び5号炉	6 / 7号炉	運転、起動、高温停止の場合	3名以上	5名以上 ^{※1}	冷温停止、燃料交換の場合	2名以上	3名以上 ^{※2}	<p>表12-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1397 1745 1774 1837">原子炉の状態</th> <th data-bbox="1774 1745 2003 1837">中央制御室名 1号炉^{※2}</th> <th data-bbox="2003 1745 2288 1837">2号炉、3号炉、 4号炉及び5号炉^{※2}</th> <th data-bbox="2288 1745 2552 1837">6 / 7号炉^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1397 1837 1774 1900">運転、起動、高温停止の場合</td> <td data-bbox="1774 1837 2003 1900">—</td> <td data-bbox="2003 1837 2288 1900">—</td> <td data-bbox="2288 1837 2552 1900">13名以上^{※4}</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1900 1774 1963">冷温停止、燃料交換の場合</td> <td data-bbox="1774 1900 2003 1963">4名以上^{※3}</td> <td data-bbox="2003 1900 2288 1963">3名以上^{※3}</td> <td data-bbox="2288 1900 2552 1963">10名以上^{※5}</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	中央制御室名 1号炉 ^{※2}	2号炉、3号炉、 4号炉及び5号炉 ^{※2}	6 / 7号炉 ^{※2}	運転、起動、高温停止の場合	—	—	13名以上 ^{※4}	冷温停止、燃料交換の場合	4名以上 ^{※3}	3名以上 ^{※3}	10名以上 ^{※5}	
原子炉の状態	中央制御室名 1号炉、2号炉、3号炉、 4号炉及び5号炉	6 / 7号炉																					
運転、起動、高温停止の場合	3名以上	5名以上 ^{※1}																					
冷温停止、燃料交換の場合	2名以上	3名以上 ^{※2}																					
原子炉の状態	中央制御室名 1号炉 ^{※2}	2号炉、3号炉、 4号炉及び5号炉 ^{※2}	6 / 7号炉 ^{※2}																				
運転、起動、高温停止の場合	—	—	13名以上 ^{※4}																				
冷温停止、燃料交換の場合	4名以上 ^{※3}	3名以上 ^{※3}	10名以上 ^{※5}																				

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																											
<p>表12-2</p> <table border="1" data-bbox="142 268 1261 464"> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td>中央制御室名 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</td> <td>6 / 7号炉</td> </tr> <tr> <td>運転, 起動, 高温停止の場合</td> <td><u>2名以上</u></td> <td>3名以上^{※1}</td> </tr> <tr> <td>冷温停止, 燃料交換の場合</td> <td>1名以上</td> <td><u>2名以上</u>^{※2}</td> </tr> </table> <p>※1 : <u>原子炉が1基以上該当する場合</u> ※2 : <u>原子炉が2基とも該当する場合</u></p>	原子炉の状態	中央制御室名 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉	6 / 7号炉	運転, 起動, 高温停止の場合	<u>2名以上</u>	3名以上 ^{※1}	冷温停止, 燃料交換の場合	1名以上	<u>2名以上</u> ^{※2}	<p>表12-2</p> <table border="1" data-bbox="1397 268 2427 464"> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td>中央制御室名 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉^{※2}</td> <td>6 / 7号炉^{※2}</td> </tr> <tr> <td>運転, 起動, 高温停止の場合</td> <td>—</td> <td><u>3名以上</u>^{※4}</td> </tr> <tr> <td>冷温停止, 燃料交換の場合</td> <td>1名以上</td> <td><u>3名以上</u>^{※5}</td> </tr> </table> <p>表12-3</p> <table border="1" data-bbox="1397 541 2427 705"> <tr> <td>要員名</td> <td>緊急時対策要員</td> <td>自衛消防隊</td> </tr> <tr> <td>常駐</td> <td><u>50名以上</u>^{※6}</td> <td><u>10名以上</u></td> </tr> <tr> <td>召集</td> <td><u>114名以上</u>^{※7}</td> <td><u>18名以上</u>^{※8}</td> </tr> </table> <p>※2 : <u>1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉については, 原子炉への燃料装荷を行わない</u> ※3 : <u>1号炉から5号炉合わせて22名以上常時確保する</u> ※4 : <u>7号炉1基が該当する場合</u> ※5 : <u>原子炉が2基とも該当する場合</u> ※6 : <u>50名以上のうち, 6名以上を1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉の要員, 44名以上を6号炉及び7号炉の要員とする。</u> ※7 : <u>114名以上のうち, 8名以上を1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉の要員, 106名以上を6号炉及び7号炉の要員とする。</u> ※8 : <u>火災の規模に応じ召集する。</u></p>	原子炉の状態	中央制御室名 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉 ^{※2}	6 / 7号炉 ^{※2}	運転, 起動, 高温停止の場合	—	<u>3名以上</u> ^{※4}	冷温停止, 燃料交換の場合	1名以上	<u>3名以上</u> ^{※5}	要員名	緊急時対策要員	自衛消防隊	常駐	<u>50名以上</u> ^{※6}	<u>10名以上</u>	召集	<u>114名以上</u> ^{※7}	<u>18名以上</u> ^{※8}	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p>
原子炉の状態	中央制御室名 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉	6 / 7号炉																											
運転, 起動, 高温停止の場合	<u>2名以上</u>	3名以上 ^{※1}																											
冷温停止, 燃料交換の場合	1名以上	<u>2名以上</u> ^{※2}																											
原子炉の状態	中央制御室名 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉 ^{※2}	6 / 7号炉 ^{※2}																											
運転, 起動, 高温停止の場合	—	<u>3名以上</u> ^{※4}																											
冷温停止, 燃料交換の場合	1名以上	<u>3名以上</u> ^{※5}																											
要員名	緊急時対策要員	自衛消防隊																											
常駐	<u>50名以上</u> ^{※6}	<u>10名以上</u>																											
召集	<u>114名以上</u> ^{※7}	<u>18名以上</u> ^{※8}																											

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内部及び第94条第1項で定める区域を除く。）を巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2. 当直長は、「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、格納容器内部のパラメータの監視及び第94条第1項で定める区域の巡視をいう。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内部及び第94条第1項で定める区域及び系統より切離されている施設※1を除く。）を巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2. 当直長は、「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、格納容器内部の関連パラメータの監視及び第94条第1項で定める区域の巡視を行う。</p> <p><u>3. 当直長及びモバイル設備管理GMは、「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、系統より切離されている施設について一定期間※2ごとに巡視し、点検を行う。</u></p> <p><u>※1：系統より切離されている施設とは、7号炉の可搬設備、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</u></p> <p><u>※2：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。また、点検可能な時期が定期検査時となる施設については、定期検査毎とする。</u></p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(マニュアルの作成)</p> <p>第14条 <u>発電GM</u>は、次の各号に掲げる<u>当直長が実施する</u>原子炉施設の運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項</p> <p>(2) 巡視点検に関する事項</p> <p>(3) 異常時の操作に関する事項</p> <p>(4) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(6) 定例試験に関する事項</p>	<p>(マニュアルの作成)</p> <p>第14条 <u>各GM(当直長を除く。)</u>は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項</p> <p>(2) 巡視点検に関する事項</p> <p>(3) 異常時の操作に関する事項</p> <p>(4) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(6) 定例試験に関する事項</p> <p><u>(7) 誤操作の防止に関する事項(7号炉)</u></p> <p><u>(8) 火災, 内部溢水(7号炉), 火山影響等(7号炉), その他自然災害及び有毒ガス発生時(7号炉)の体制の整備に関する事項</u></p> <p><u>(9) 重大事故等及び大規模損壊時の体制の整備に関する事項(7号炉)</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規基準の施行に伴う変更)</p> <p>実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則の改正に伴う変更</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則等の改正に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(引継) 第15条 当直長は、その業務を次の当直長に引き継ぐにあたり、運転日誌及び引継日誌を引き渡し、運転状況を申し送る。</p> <p>(原子炉起動前の確認事項) 第16条 <u>当直長は</u>、原子炉起動前に、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2. 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に、第3節 <u>で定める定検停止時に実施する検査の結果を確認する。</u></p>	<p>(引継) 第15条 当直長は、その業務を次の当直長に引き継ぐにあたり、運転日誌及び引継日誌を引き渡し、運転状況を申し送る。</p> <p>(原子炉起動前の確認事項) 第16条 当直長 <u>及びモバイル設備管理GM</u>は、原子炉起動前に、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。 <u>なお、モバイル設備管理GMが点検を実施した結果は、当直長に通知する。</u></p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2. 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に、第3節 <u>の各条文で定検停止時に各GMから当直長に通知されることになっている確認項目^{※1※2}について、通知が完了していることを確認する。</u></p> <p><u>※1：原子炉起動のための制御棒引抜き以降に実施される確認項目を除く。</u> <u>※2：定期検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目及び系統構成に係る確認項目については、原子炉起動のための制御棒引抜き開始前の1年以内の確認結果を確認することとする。</u></p>	<p>変更なし</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p>

変更前	変更後	備考						
<p><u>(地震・火災等発生時の対応)</u></p> <p><u>第17条 各GMは、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び主任技術者に報告する。</u></p> <p><u>(1) 震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認する。</u></p> <p><u>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後原子炉施設の損傷の有無を確認する。</u></p> <p><u>2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</u></p> <p><u>(1) 防災安全GMは、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する^{※2}。</u></p> <p><u>(2) 防災安全GMは、初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</u></p> <p><u>(3) 防災安全GMは、初期消火活動を行うため、表17に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</u></p> <p><u>(4) 当直長は、第13条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</u></p> <p><u>(5) 各GMは、震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後発電所内^{※3}の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び主任技術者に報告する。</u></p> <p><u>(6) 防災安全GMは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</u></p> <p><u>表17</u></p> <table border="1" data-bbox="124 1066 923 1236"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車^{※4}</td> <td>1台^{※5}</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)</td> <td>1500リットル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>3. 当直長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、主任技術者及び各GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</u></p> <p><u>※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</u></p> <p><u>※2：専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</u></p> <p><u>※3：重要度分類指針におけるクラス1，2，3の機能を有する構築物、系統及び機器とする。</u></p> <p><u>※4：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。</u></p> <p><u>※5：化学消防自動車が、点検又は故障の場合には、※4に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。</u></p>	設備	数量	化学消防自動車 ^{※4}	1台 ^{※5}	泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上	<p><u>17条～17条の9に変更</u></p>	
設備	数量							
化学消防自動車 ^{※4}	1台 ^{※5}							
泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上							

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>(電源機能等喪失時の体制の整備)</u> <u>第17条の2</u> <u>組織は、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「電源機能等喪失時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に係る計画を策定する。</u> <u>(1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</u> <u>(2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</u> <u>(3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な可搬式発電機、可搬式動力ポンプ、ホース及びその他資機材の配備</u> <u>2. 組織は、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</u> <u>3. 組織は、第1項及び第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p>	<p><u>17条～17条の9に変更</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>(なし)</u></p>	<p><u>※1：重大事故等対処設備を設置若しくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに実施し、大規模損壊対応で用いる大型化学高所放水車、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を設置若しくは改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに実施する。なお、運転員、緊急時対策要員又は自衛消防隊を新たに認定する場合は、第12条第2項及び第4項の体制に入るまでに実施する。</u></p> <p><u>(電源機能等喪失時の体制の整備)</u></p> <p><u>第17条の9</u></p> <p><u>[1号炉，2号炉，3号炉，4号炉，5号炉及び6号炉]</u></p> <p><u>防災安全GMは、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合、あるいは使用済燃料プールの冷却水の維持が困難な場合（以下「電源機能等喪失時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。</u></p> <p><u>(1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</u></p> <p><u>(3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な可搬式発電機、可搬式動力ポンプ、ホース及びその他資機材の配備</u></p> <p><u>2. 各GMは、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</u></p> <p><u>3. 各GMは、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災安全GMに報告する。防災安全GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>(なし)</u></p>	<p><u>(原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理)</u> <u>第18条の2</u> <u>[7号炉]</u> <u>当直長は、定検停止後の原子炉起動前に、通常時閉、事故時閉となる手動弁のうち、開となるお</u> <u>それがないように施錠管理を行う原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁（原子炉側からみた第1弁）</u> <u>について、閉止施錠状態であることを確認する。</u></p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前			変更後			備考
[1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉] (6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 表27-2-5-6			[1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉] (6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 表27-2-5-6			
要素	項目	頻度	要素	項目	頻度	
1. 原子炉圧力	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	1. 原子炉圧力	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	
2. 原子炉隔離時冷却系流量	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	2. 原子炉隔離時冷却系流量	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	
3. 原子炉隔離時冷却系制御	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	3. 原子炉隔離時冷却系制御	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	
	当直長は、原子炉隔離時冷却系の流量制御については、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉隔離時冷却系ポンプ手動起動により確認を行う。	定検停止後の原子炉起動時		当直長は、原子炉隔離時冷却系の流量制御については、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉隔離時冷却系ポンプ手動起動により確認を行う。	定検停止後の原子炉起動時	
4. 残留熱除去系流量	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	4. 残留熱除去系流量	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	
[6号炉及び7号炉] (6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 表27-2-5-6-A			[6号炉] (6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 表27-2-5-6-A			
要素	項目	頻度	要素	項目	頻度	
1. 原子炉圧力	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	1. 原子炉圧力	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	
2. 高圧炉心注水系流量	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	2. 高圧炉心注水系流量	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	
3. 残留熱除去系流量	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	3. 残留熱除去系流量	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考																																														
	<p>[7号炉] (6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 表27-2-5-6-B</p> <table border="1" data-bbox="1368 348 2546 1801"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉圧力</td> <td>計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>2. 高圧炉心注水系流量</td> <td>計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 残留熱除去系流量</td> <td>計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>4. 原子炉水位</td> <td>計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>5. サプレッションプール 水温度</td> <td>計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>6. RHR熱交換器入口温度</td> <td>計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7. 高圧炉心注水系ポンプ (高圧炉心注水系制御)</td> <td>計測制御GMは、制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの高圧炉心注水系ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8. 残留熱除去ポンプ (残留熱除去系制御)</td> <td>計測制御GMは、制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの残留熱除去系ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">9. 主蒸気逃がし安全弁 (主蒸気逃がし安全弁制御)</td> <td>計測制御GMは、制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの主蒸気逃がし安全弁開閉試験により動作可能であることを確認する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10. 原子炉補機冷却水ポンプ (原子炉補機冷却水制御)</td> <td>計測制御GMは、制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉補機冷却水ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">11. 原子炉補機冷却海水ポンプ (原子炉補機冷却海水制御)</td> <td>計測制御GMは、制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉補機冷却海水ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table>	要素	項目	頻度	1. 原子炉圧力	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	2. 高圧炉心注水系流量	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	3. 残留熱除去系流量	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	4. 原子炉水位	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	5. サプレッションプール 水温度	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	6. RHR熱交換器入口温度	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	7. 高圧炉心注水系ポンプ (高圧炉心注水系制御)	計測制御GMは、制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの高圧炉心注水系ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	定検停止時	8. 残留熱除去ポンプ (残留熱除去系制御)	計測制御GMは、制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの残留熱除去系ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	定検停止時	9. 主蒸気逃がし安全弁 (主蒸気逃がし安全弁制御)	計測制御GMは、制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの主蒸気逃がし安全弁開閉試験により動作可能であることを確認する。	定検停止時	10. 原子炉補機冷却水ポンプ (原子炉補機冷却水制御)	計測制御GMは、制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉補機冷却水ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	定検停止時	11. 原子炉補機冷却海水ポンプ (原子炉補機冷却海水制御)	計測制御GMは、制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉補機冷却海水ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	定検停止時	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p>
要素	項目	頻度																																														
1. 原子炉圧力	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時																																														
2. 高圧炉心注水系流量	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時																																														
3. 残留熱除去系流量	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時																																														
4. 原子炉水位	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時																																														
5. サプレッションプール 水温度	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時																																														
6. RHR熱交換器入口温度	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時																																														
7. 高圧炉心注水系ポンプ (高圧炉心注水系制御)	計測制御GMは、制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時																																														
	当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの高圧炉心注水系ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	定検停止時																																														
8. 残留熱除去ポンプ (残留熱除去系制御)	計測制御GMは、制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時																																														
	当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの残留熱除去系ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	定検停止時																																														
9. 主蒸気逃がし安全弁 (主蒸気逃がし安全弁制御)	計測制御GMは、制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時																																														
	当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの主蒸気逃がし安全弁開閉試験により動作可能であることを確認する。	定検停止時																																														
10. 原子炉補機冷却水ポンプ (原子炉補機冷却水制御)	計測制御GMは、制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時																																														
	当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉補機冷却水ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	定検停止時																																														
11. 原子炉補機冷却海水ポンプ (原子炉補機冷却海水制御)	計測制御GMは、制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時																																														
	当直長は、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉補機冷却海水ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	定検停止時																																														

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前					変更後					備考
[1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉] (6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 中央制御室外原子炉停止装置計装の要素に動作不能が発生した場合は, その状態に応じて表27-3-5-6の要求される措置を完了時間内に講じる。					[1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉] (6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 中央制御室外原子炉停止装置計装の要素に動作不能が発生した場合は, その状態に応じて表27-3-5-6の要求される措置を完了時間内に講じる。					記載の適正化
表27-3-5-6					表27-3-5-6					
要素	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	要素	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
1. 原子炉圧力	運 転 起 動	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	1. 原子炉圧力	運 転 起 動	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	
		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間				B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間
2. 原子炉隔離時冷却系流量	運 転 起 動	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	2. 原子炉隔離時冷却系流量	運 転 起 動	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	
		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間				B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間
3. 原子炉隔離時冷却系制御	運 転 起 動	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	3. 原子炉隔離時冷却系制御	運 転 起 動	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	
		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間				B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間
4. 残留熱除去系流量	運 転 起 動	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	4. 残留熱除去系流量	運 転 起 動	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	
		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間				B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間
[6号炉及び7号炉] (6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 中央制御室外原子炉停止装置計装の要素に動作不能が発生した場合は, その状態に応じて表27-3-5-6-Aの要求される措置を完了時間内に講じる。					[6号炉] (6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 中央制御室外原子炉停止装置計装の要素に動作不能が発生した場合は, その状態に応じて表27-3-5-6-Aの要求される措置を完了時間内に講じる。					
表27-3-5-6-A					表27-3-5-6-A					
要素	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	要素	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
1. 原子炉圧力	運 転 起 動	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	1. 原子炉圧力	運 転 起 動	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	
		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間				B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間
2. 高圧炉心注水系流量	運 転 起 動	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	2. 高圧炉心注水系流量	運 転 起 動	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	
		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間				B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間
3. 残留熱除去系流量	運 転 起 動	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	3. 残留熱除去系流量	運 転 起 動	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	
		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間				B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考																																																													
	<p>[7号炉]</p> <p>(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装</p> <p>中央制御室外原子炉停止装置計装の要素に動作不能が発生した場合は、その状態に応じて表27-3-5-6-Bの要求される措置を完了時間内に講じる。</p> <p>表27-3-5-6-B</p> <table border="1" data-bbox="1368 447 2561 1892"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 原子炉圧力</td> <td rowspan="2">運転 起動 高温停止</td> <td>A. 動作不能の要素が1つある場合</td> <td>A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 高圧炉心注水系流量</td> <td rowspan="2">運転 起動 高温停止</td> <td>A. 動作不能の要素が1つある場合</td> <td>A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 残留熱除去系流量</td> <td rowspan="2">運転 起動 高温停止</td> <td>A. 動作不能の要素が1つある場合</td> <td>A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 原子炉水位</td> <td rowspan="2">運転 起動 高温停止</td> <td>A. 動作不能の要素が1つある場合</td> <td>A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5. サプレッションプール水温度</td> <td rowspan="2">運転 起動 高温停止</td> <td>A. 動作不能の要素が1つある場合</td> <td>A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6. RHR熱交換器入口温度</td> <td rowspan="2">運転 起動 高温停止</td> <td>A. 動作不能の要素が1つある場合</td> <td>A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7. 高圧炉心注水系ポンプ(高圧炉心注水制御)</td> <td rowspan="2">運転 起動 高温停止</td> <td>A. 動作不能の要素が1つある場合</td> <td>A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	要素	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	1. 原子炉圧力	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	2. 高圧炉心注水系流量	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	3. 残留熱除去系流量	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	4. 原子炉水位	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	5. サプレッションプール水温度	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	6. RHR熱交換器入口温度	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	7. 高圧炉心注水系ポンプ(高圧炉心注水制御)	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規基準の施行に伴う変更)</p>
要素	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																																																											
1. 原子炉圧力	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間																																																											
		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																																																											
2. 高圧炉心注水系流量	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間																																																											
		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																																																											
3. 残留熱除去系流量	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間																																																											
		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																																																											
4. 原子炉水位	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間																																																											
		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																																																											
5. サプレッションプール水温度	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間																																																											
		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																																																											
6. RHR熱交換器入口温度	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間																																																											
		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																																																											
7. 高圧炉心注水系ポンプ(高圧炉心注水制御)	運転 起動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間																																																											
		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																																																											

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後					備考			
	要素	適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間	原子力規制委員会 設置法の一部の施行に伴う変更（新規規制基準の施行に伴う変更）			
8. 残留熱除去系ポンプ（残留熱除去系制御）	運 転 起 動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A 1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間			B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 高温停止にする。及び B 2. 冷温停止にする。	24時間 36時間
9. 主蒸気逃がし安全弁（主蒸気逃がし安全弁制御）	運 転 起 動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A 1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間			B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 高温停止にする。及び B 2. 冷温停止にする。	24時間 36時間
10. 原子炉補機冷却水ポンプ（原子炉補機冷却水制御）	運 転 起 動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A 1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間			B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 高温停止にする。及び B 2. 冷温停止にする。	24時間 36時間
11. 原子炉補機冷却海水ポンプ（原子炉補機冷却海水制御）	運 転 起 動 高温停止	A. 動作不能の要素が1つある場合	A 1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間			B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 高温停止にする。及び B 2. 冷温停止にする。	24時間 36時間

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考																														
<p>(非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視)</p> <p>第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力は、表32-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系又は原子炉隔離時冷却系に関する確認時及び確認後4時間以内を除く。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉GMは、定検停止時に、供用中の漏えい又は水圧検査を実施し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力に有意な変動がないことを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、非常用炉心冷却系又は原子炉隔離時冷却系の系統圧力が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表32-2の措置を講じる。</p> <p>表32-1</p> <table border="1" data-bbox="136 947 1326 1087"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力</td> <td>原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>表32-2</p> <table border="1" data-bbox="136 1167 1326 1453"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 当該系統内への原子炉冷却材の漏えいを停止させる措置を講じる。なお、講じた措置に応じて当該系統を動作不能とみなす。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>及び B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと	条件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当該系統内への原子炉冷却材の漏えいを停止させる措置を講じる。なお、講じた措置に応じて当該系統を動作不能とみなす。	4時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	及び B2. 冷温停止にする。	36時間	<p>(非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系の系統圧力監視)</p> <p>第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系^{※1}の系統圧力は、表32-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系に関する確認時及び確認後4時間以内を除く。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉GMは、定検停止時に、供用中の漏えい又は水圧検査を実施し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系の系統圧力に有意な変動がないことを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系の系統圧力が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表32-2の措置を講じる。</p> <p><u>※1：高圧代替注水系（重大事故対処設備）は7号炉のみ適用。</u></p> <p>表32-1</p> <table border="1" data-bbox="1383 947 2573 1087"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系の系統圧力</td> <td>原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>表32-2</p> <table border="1" data-bbox="1383 1167 2573 1453"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 当該系統内への原子炉冷却材の漏えいを停止させる措置を講じる。なお、講じた措置に応じて当該系統を動作不能とみなす。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>及び B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと	条件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当該系統内への原子炉冷却材の漏えいを停止させる措置を講じる。なお、講じた措置に応じて当該系統を動作不能とみなす。	4時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	及び B2. 冷温停止にする。	36時間	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>
項目	運転上の制限																															
非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと																															
条件	要求される措置	完了時間																														
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当該系統内への原子炉冷却材の漏えいを停止させる措置を講じる。なお、講じた措置に応じて当該系統を動作不能とみなす。	4時間																														
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																														
	及び B2. 冷温停止にする。	36時間																														
項目	運転上の制限																															
非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと																															
条件	要求される措置	完了時間																														
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当該系統内への原子炉冷却材の漏えいを停止させる措置を講じる。なお、講じた措置に応じて当該系統を動作不能とみなす。	4時間																														
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																														
	及び B2. 冷温停止にする。	36時間																														

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(非常用炉心冷却系その1)</p> <p>第39条 〔1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉〕 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止(自動減圧系については原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上)において, 非常用炉心冷却系は表39-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし, 原子炉停止時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の運転中は, 当該低圧注水系(格納容器スプレイ系)を動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは, 定検停止時に, 高圧炉心スプレイ系, 低圧炉心スプレイ系, 低圧注水系, 自動減圧系が模擬信号で作動すること及び格納容器スプレイ系が手動で作動することを確認し, その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は, 定検停止後の原子炉起動前に表39-2(項目3)に定める事項及び高圧炉心スプレイ系, 低圧炉心スプレイ系, 低圧注水系(格納容器スプレイ系)の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態並びに主要配管が満水であることを確認する。^{※1}</p> <p>(3) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止(自動減圧系については原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上)において, 表39-2(項目3を除く。)に定める事項を確認する。</p> <p>3. 当直長は, 非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表39-3-1又は表39-3-2の措置を講じる。</p> <p>〔6号炉及び7号炉〕 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止(原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系については原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上)において, 非常用炉心冷却系は表39-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし, 原子炉停止時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の運転中は, 当該低圧注水系(格納容器スプレイ冷却系)を動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは, 定検停止時に, 高圧炉心注水系, 低圧注水系及び自動減圧系が模擬信号で作動すること及び格納容器スプレイ冷却系が手動で作動することを確認し, その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 運転評価GMは, 定検停止後の原子炉起動から定期検査終了までの期間において, 原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認し, その結果を当直長に通知する。</p> <p>(3) 当直長は, 定検停止後の原子炉起動前に表39-2(項目3)に定める事項及び高圧炉心注水系, 低圧注水系(格納容器スプレイ冷却系), 原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態並びに主要配管が満水であることを確認する。^{※1}</p> <p>(4) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止(原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系については原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上)において, 表39-2(項目3を除く。)に定める事項を確認する。</p> <p>3. 当直長は, 非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表39-3-1又は表39-3-2の措置を講じる。</p>	<p>(非常用炉心冷却系その1)</p> <p>第39条 〔1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉〕 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止(自動減圧系については原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上)において, 非常用炉心冷却系は表39-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし, 原子炉停止時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の運転中は, 当該低圧注水系(格納容器スプレイ系)を動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは, 定検停止時に, 高圧炉心スプレイ系, 低圧炉心スプレイ系, 低圧注水系, 自動減圧系が模擬信号で作動すること及び格納容器スプレイ系が手動で作動することを確認し, その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は, 定検停止後の原子炉起動前に表39-2(項目3)に定める事項及び高圧炉心スプレイ系, 低圧炉心スプレイ系, 低圧注水系(格納容器スプレイ系)の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態並びに主要配管が満水であることを確認する。^{※1}</p> <p>(3) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止(自動減圧系については原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上)において, 表39-2(項目3を除く。)に定める事項を確認する。</p> <p>3. 当直長は, 非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表39-3-1又は表39-3-2の措置を講じる。</p> <p>〔6号炉及び7号炉〕 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止(原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系については原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上)において, 非常用炉心冷却系は表39-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし, 原子炉停止時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の運転中は, 当該低圧注水系(格納容器スプレイ冷却系)を動作不能とはみなさない。<u>また, 7号炉の高圧代替注水系起動準備及び運転中は, 原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなさない。</u></p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは, 定検停止時に, 高圧炉心注水系, 低圧注水系及び自動減圧系が模擬信号で作動すること及び格納容器スプレイ冷却系が手動で作動することを確認し, その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 運転評価GMは, 定検停止後の原子炉起動から定期検査終了までの期間において, 原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認し, その結果を当直長に通知する。</p> <p>(3) 当直長は, 定検停止後の原子炉起動前に表39-2(項目3)に定める事項及び高圧炉心注水系, 低圧注水系(格納容器スプレイ冷却系), 原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態並びに主要配管が満水であることを確認する。^{※1}</p> <p>(4) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止(原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系については原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上)において, 表39-2(項目3を除く。)に定める事項を確認する。</p> <p>3. 当直長は, 非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表39-3-1又は表39-3-2の措置を講じる。</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考																																				
<p>(サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁)</p> <p>第44条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁は、表44-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、真空破壊弁1弁が全開不能の場合を除く。</p> <p>2. サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉GMは、定検停止時に、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>3. 当直長は、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表44-2の措置を講じる。</p> <p>表44-1</p> <table border="1" data-bbox="136 829 1329 987"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表44-2</p> <table border="1" data-bbox="136 1066 1329 1396"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 真空破壊弁2弁以上が全開不能の場合</td> <td>A1. 真空破壊弁を全開可能な状態に復旧する。</td> <td>3日間</td> </tr> <tr> <td>B. 真空破壊弁1弁以上が全閉不能の場合</td> <td>B1. 開状態の真空破壊弁を全閉する。</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>及び C2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁	動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 真空破壊弁2弁以上が全開不能の場合	A1. 真空破壊弁を全開可能な状態に復旧する。	3日間	B. 真空破壊弁1弁以上が全閉不能の場合	B1. 開状態の真空破壊弁を全閉する。	2時間	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間	及び C2. 冷温停止にする。	36時間	<p>(サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁)</p> <p>第44条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁^{※1}は、表44-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、真空破壊弁1弁が全開不能の場合を除く。</p> <p>2. サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉GMは、定検停止時に、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>3. 当直長は、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表44-2の措置を講じる。</p> <p><u>※1：7号炉のサブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</u></p> <p>表44-1</p> <table border="1" data-bbox="1383 829 2552 987"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表44-2</p> <table border="1" data-bbox="1383 1066 2552 1396"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 真空破壊弁2弁以上が全開不能の場合</td> <td>A1. 真空破壊弁を全開可能な状態に復旧する。</td> <td>3日間</td> </tr> <tr> <td>B. 真空破壊弁1弁以上が全閉不能の場合</td> <td>B1. 開状態の真空破壊弁を全閉する。</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>及び C2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁	動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 真空破壊弁2弁以上が全開不能の場合	A1. 真空破壊弁を全開可能な状態に復旧する。	3日間	B. 真空破壊弁1弁以上が全閉不能の場合	B1. 開状態の真空破壊弁を全閉する。	2時間	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間	及び C2. 冷温停止にする。	36時間	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>
項目	運転上の制限																																					
サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁	動作可能であること																																					
条件	要求される措置	完了時間																																				
A. 真空破壊弁2弁以上が全開不能の場合	A1. 真空破壊弁を全開可能な状態に復旧する。	3日間																																				
B. 真空破壊弁1弁以上が全閉不能の場合	B1. 開状態の真空破壊弁を全閉する。	2時間																																				
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間																																				
	及び C2. 冷温停止にする。	36時間																																				
項目	運転上の制限																																					
サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁	動作可能であること																																					
条件	要求される措置	完了時間																																				
A. 真空破壊弁2弁以上が全開不能の場合	A1. 真空破壊弁を全開可能な状態に復旧する。	3日間																																				
B. 真空破壊弁1弁以上が全閉不能の場合	B1. 開状態の真空破壊弁を全閉する。	2時間																																				
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間																																				
	及び C2. 冷温停止にする。	36時間																																				

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考																																												
<p>(サブプレッションプールの平均水温)</p> <p>第45条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッションプールの平均水温^{※1}は、表45-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉隔離時冷却系の運転確認等により、サブプレッションプールの水温が上昇するような時は、確認開始時から確認終了後24時間までを除く。</p> <p>2. サプレッションプールの平均水温が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。なお、当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において原子炉隔離時冷却系の運転確認等により、サブプレッションプールの水温が上昇するような場合、サブプレッションプールの動作可能な局所水温計の最高温度が47℃を超えた時には、5分毎に動作可能な局所水温計の平均水温を計算し、平均水温が47℃を超えていないことを確認する。さらに平均水温が47℃を超えた場合には、サブプレッションプールの水温が上昇するような運転確認等を中止し、24時間以内に平均水温を35℃以下に復旧する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止においてサブプレッションプールの動作可能な局所水温計の平均水温を24時間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、サブプレッションプールの平均水温が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表45-2の措置を講じる。</p> <p><u>※1</u>：平均水温は、動作可能な局所水温計の最高温度をもって、代えることができる。</p> <p>表45-1</p> <table border="1" data-bbox="124 1108 1219 1247"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サブプレッションプールの平均水温</td> <td>35℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表45-2</p> <table border="1" data-bbox="124 1329 1264 1795"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. サプレッションプール平均水温が35℃を超えている場合</td> <td>A1. 35℃以下に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">C. サプレッションプール平均水温が49℃を超えている場合</td> <td>C1. 原子炉をスクラムする。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C2. 原子炉減圧を開始する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C3. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	サブプレッションプールの平均水温	35℃以下	条件	要求される措置	完了時間	A. サプレッションプール平均水温が35℃を超えている場合	A1. 35℃以下に復旧する。	24時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	B2. 冷温停止にする。	36時間	C. サプレッションプール平均水温が49℃を超えている場合	C1. 原子炉をスクラムする。	速やかに	C2. 原子炉減圧を開始する。	1時間	C3. 冷温停止にする。	36時間	<p>(サブプレッションプールの平均水温)</p> <p>第45条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッションプール^{※1}の平均水温^{※2}は、表45-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉隔離時冷却系^{又は}高压代替注水系^{※3}の運転確認等により、サブプレッションプールの水温が上昇するような時は、確認開始時から確認終了後24時間までを除く。</p> <p>2. サプレッションプールの平均水温が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。なお、当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において原子炉隔離時冷却系^{又は}高压代替注水系の運転確認等により、サブプレッションプールの水温が上昇するような場合、サブプレッションプールの動作可能な局所水温計の最高温度が47℃を超えた時には、5分毎に動作可能な局所水温計の平均水温を計算し、平均水温が47℃を超えていないことを確認する。さらに平均水温が47℃を超えた場合には、サブプレッションプールの水温が上昇するような運転確認等を中止し、24時間以内に平均水温を35℃以下に復旧する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止においてサブプレッションプールの動作可能な局所水温計の平均水温を24時間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、サブプレッションプールの平均水温が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表45-2の措置を講じる。</p> <p><u>※1</u>：7号炉のサブプレッションプールは、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p><u>※2</u>：平均水温は、動作可能な局所水温計の最高温度をもって、代えることができる。</p> <p><u>※3</u>：高压代替注水系は、7号炉のみ適用。</p> <p>表45-1</p> <table border="1" data-bbox="1383 1108 2478 1247"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サブプレッションプールの平均水温</td> <td>35℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表45-2</p> <table border="1" data-bbox="1383 1329 2534 1795"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. サプレッションプール平均水温が35℃を超えている場合</td> <td>A1. 35℃以下に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">C. サプレッションプール平均水温が49℃を超えている場合</td> <td>C1. 原子炉をスクラムする。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C2. 原子炉減圧を開始する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C3. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	サブプレッションプールの平均水温	35℃以下	条件	要求される措置	完了時間	A. サプレッションプール平均水温が35℃を超えている場合	A1. 35℃以下に復旧する。	24時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	B2. 冷温停止にする。	36時間	C. サプレッションプール平均水温が49℃を超えている場合	C1. 原子炉をスクラムする。	速やかに	C2. 原子炉減圧を開始する。	1時間	C3. 冷温停止にする。	36時間	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p>
項目	運転上の制限																																													
サブプレッションプールの平均水温	35℃以下																																													
条件	要求される措置	完了時間																																												
A. サプレッションプール平均水温が35℃を超えている場合	A1. 35℃以下に復旧する。	24時間																																												
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																																												
	B2. 冷温停止にする。	36時間																																												
C. サプレッションプール平均水温が49℃を超えている場合	C1. 原子炉をスクラムする。	速やかに																																												
	C2. 原子炉減圧を開始する。	1時間																																												
	C3. 冷温停止にする。	36時間																																												
項目	運転上の制限																																													
サブプレッションプールの平均水温	35℃以下																																													
条件	要求される措置	完了時間																																												
A. サプレッションプール平均水温が35℃を超えている場合	A1. 35℃以下に復旧する。	24時間																																												
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																																												
	B2. 冷温停止にする。	36時間																																												
C. サプレッションプール平均水温が49℃を超えている場合	C1. 原子炉をスクラムする。	速やかに																																												
	C2. 原子炉減圧を開始する。	1時間																																												
	C3. 冷温停止にする。	36時間																																												

変更前

(サブプレッションプールの水位)
 第46条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッションプールの水位は、表46-1(図46)で定める事項を運転上の制限とする。ただし、地震時を除く。

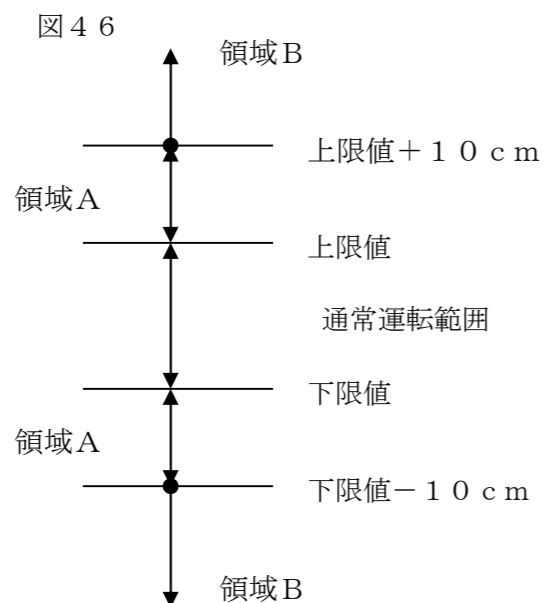
2. サブプレッションプールの水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッションプールの水位を24時間に1回確認する。

3. 当直長は、サブプレッションプールの水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表46-2の措置を講じる。

表46-1

項目 (サブプレッションプール水位)	運転上の制限
1号炉	+12.0cm(上限値)以下 -10.0cm(下限値)以上
2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉	+8.0cm(上限値)以下 -8.0cm(下限値)以上
6号炉及び7号炉	+5.0cm(上限値)以下 -5.0cm(下限値)以上



変更後

(サブプレッションプールの水位)
 第46条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッションプール^{※1}の水位は、表46-1(図46)で定める事項を運転上の制限とする。ただし、地震時を除く。なお、7号炉において、高圧代替注水系の運転確認等により、サブプレッションプールの水位が図46の領域Aに移行した場合、運転確認開始から確認終了後24時間までの間は、運転上の制限を満足していないとはみなさないが、領域Bに移行した場合は、運転上の制限の逸脱と判断する。

2. サブプレッションプールの水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。なお、7号炉において、高圧代替注水系の運転確認等により、サブプレッションプールの水位が図46の領域Aに移行した場合、5分毎にサブプレッションプールの水位を監視するとともに、領域Bに近接した場合は、水位が変動するような運転確認等を中止し、24時間以内に水位を制限値内に復旧する。

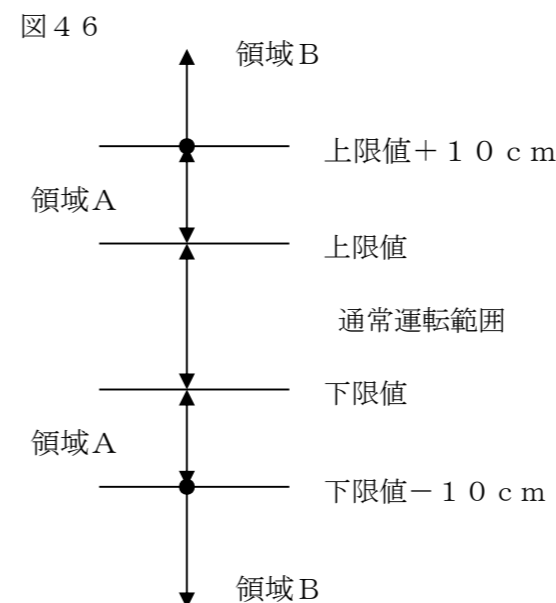
(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッションプールの水位を24時間に1回確認する。

3. 当直長は、サブプレッションプールの水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表46-2の措置を講じる。

※1: 7号炉のサブプレッションプールは、重大事故等対処設備を兼ねる。

表46-1

項目 (サブプレッションプール水位)	運転上の制限
1号炉	+12.0cm(上限値)以下 -10.0cm(下限値)以上
2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉	+8.0cm(上限値)以下 -8.0cm(下限値)以上
6号炉及び7号炉	+5.0cm(上限値)以下 -5.0cm(下限値)以上



備考

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考																																																								
<p>(可燃性ガス濃度制御系)</p> <p>第47条 原子炉の状態が運転及び起動において、可燃性ガス濃度制御系は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 可燃性ガス濃度制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定検停止時に、可燃性ガス濃度制御系の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、可燃性ガス濃度制御系ブローが起動すること及び可燃性ガス濃度制御系隔離弁が開することを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表47-2の措置を講じる。</p> <p>表47-1</p> <table border="1" data-bbox="136 747 1273 863"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃性ガス濃度制御系</td> <td>2系列*1が動作可能であること*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系列とは、ブロー1台、再結合器1基及び必要な弁並びに配管をいう。</p> <p>※2：3号炉・4号炉共用、<u>6号炉・7号炉共用</u>。なお、共用している可燃性ガス濃度制御装置を移動している期間及び隣接号炉に設置している期間は動作不能とはみなさない。</p> <p>表47-2</p> <p>1. 1号炉, 2号炉<u>及び</u>5号炉</p> <table border="1" data-bbox="136 1108 1285 1488"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合</td> <td>A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。</td> <td>30日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合</td> <td>B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉, <u>4号炉, 6号炉及び7号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="136 1568 1285 1948"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合</td> <td>A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。</td> <td>30日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合</td> <td>B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	可燃性ガス濃度制御系	2系列*1が動作可能であること*2	条件	要求される措置	完了時間	A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに	B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間	条件	要求される措置	完了時間	A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに	B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	10日間	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間	<p>(可燃性ガス濃度制御系)</p> <p>第47条 原子炉の状態が運転及び起動において、可燃性ガス濃度制御系は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 可燃性ガス濃度制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定検停止時に、可燃性ガス濃度制御系の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、可燃性ガス濃度制御系ブローが起動すること及び可燃性ガス濃度制御系隔離弁が開することを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表47-2の措置を講じる。</p> <p>表47-1</p> <table border="1" data-bbox="1380 747 2516 863"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃性ガス濃度制御系</td> <td>2系列*1が動作可能であること*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系列とは、ブロー1台、再結合器1基及び必要な弁並びに配管をいう。</p> <p>※2：3号炉・4号炉共用。なお、共用している可燃性ガス濃度制御装置を移動している期間及び隣接号炉に設置している期間は動作不能とはみなさない。</p> <p>表47-2</p> <p>1. 1号炉, 2号炉, <u>5号炉, 6号炉及び7号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="1380 1108 2549 1488"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合</td> <td>A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。</td> <td>30日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合</td> <td>B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉<u>及び</u>4号炉</p> <table border="1" data-bbox="1380 1568 2549 1948"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合</td> <td>A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。</td> <td>30日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合</td> <td>B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	可燃性ガス濃度制御系	2系列*1が動作可能であること*2	条件	要求される措置	完了時間	A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに	B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間	条件	要求される措置	完了時間	A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに	B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	10日間	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p>
項目	運転上の制限																																																									
可燃性ガス濃度制御系	2系列*1が動作可能であること*2																																																									
条件	要求される措置	完了時間																																																								
A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに																																																								
B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに																																																								
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間																																																								
条件	要求される措置	完了時間																																																								
A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに																																																								
B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	10日間																																																								
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間																																																								
項目	運転上の制限																																																									
可燃性ガス濃度制御系	2系列*1が動作可能であること*2																																																									
条件	要求される措置	完了時間																																																								
A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに																																																								
B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに																																																								
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間																																																								
条件	要求される措置	完了時間																																																								
A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに																																																								
B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	10日間																																																								
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間																																																								

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																
<p>(格納容器内の酸素濃度)</p> <p>第48条 原子炉の状態が運転において、格納容器内の酸素濃度は、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉を起動する時の原子炉の状態が運転になってからの24時間及び原子炉を停止する時の原子炉の状態が起動になる前の24時間を除く。</p> <p>2. 格納容器内の酸素濃度が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転において、格納容器内の酸素濃度を1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、格納容器内の酸素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表48-2の措置を講じる。</p> <p>表48-1</p> <p>1. 1号炉, 2号炉及び5号炉</p> <table border="1" data-bbox="127 1545 1225 1654"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内の酸素濃度</td> <td>4%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉, 4号炉, 6号炉及び7号炉</p> <table border="1" data-bbox="127 1734 1225 1843"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内の酸素濃度</td> <td>3.5%以下</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	格納容器内の酸素濃度	4%以下	項 目	運転上の制限	格納容器内の酸素濃度	3.5%以下	<p>(格納容器内の酸素濃度)</p> <p>第48条</p> <p><u>[1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉]</u></p> <p>原子炉の状態が運転において、格納容器内の酸素濃度は、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉を起動する時の原子炉の状態が運転になってからの24時間及び原子炉を停止する時の原子炉の状態が起動になる前の24時間を除く。</p> <p>2. 格納容器内の酸素濃度が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転において、格納容器内の酸素濃度を1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、格納容器内の酸素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表48-2の措置を講じる。</p> <p><u>[7号炉]</u></p> <p><u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器内の酸素濃度*1は、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉の起動時にドライウェル点検を実施する場合は、ドライウェル点検後の原子炉の状態が起動となるまでの期間は運転上の制限を適用しない。また、高圧代替注水系の確認運転等により格納容器内の酸素濃度が1.8%を超えた時点から3日間、3.5%を超えた時点から24時間までの間は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</u></p> <p><u>2. 格納容器内の酸素濃度が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。なお、高圧代替注水系の確認運転等により格納容器内の酸素濃度が1.8%を超えた場合は、格納容器圧力逃がし装置を動作不能とみなし要求される措置を実施するとともに、5分毎に格納容器内の酸素濃度を監視する。さらに3.5%を超えた場合、酸素濃度が上昇するような確認運転等を中止し、24時間以内に酸素濃度を制限値内に復旧する。</u></p> <p><u>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器内の酸素濃度を1週間に1回確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、格納容器内の酸素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表48-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>※1：7号炉の格納容器内の酸素濃度監視に必要な設備は重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第66条(表66-5-6)の運転上の制限も確認する。</u></p> <p>表48-1</p> <p>1. 1号炉, 2号炉及び5号炉</p> <table border="1" data-bbox="1380 1545 2478 1654"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内の酸素濃度</td> <td>4%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉, 4号炉, 6号炉</p> <table border="1" data-bbox="1380 1734 2478 1843"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内の酸素濃度</td> <td>3.5%以下</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	格納容器内の酸素濃度	4%以下	項 目	運転上の制限	格納容器内の酸素濃度	3.5%以下	<p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p> <p>記載の適正化</p>
項 目	運転上の制限																	
格納容器内の酸素濃度	4%以下																	
項 目	運転上の制限																	
格納容器内の酸素濃度	3.5%以下																	
項 目	運転上の制限																	
格納容器内の酸素濃度	4%以下																	
項 目	運転上の制限																	
格納容器内の酸素濃度	3.5%以下																	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																								
<p>表48-2</p> <table border="1" data-bbox="133 472 1276 745"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 格納容器内の酸素濃度が制限値を満足していないと判断した場合</td> <td>A 1. 酸素濃度を制限値以内に復旧する。</td> <td>2 4 時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B 1. 高温停止にする。</td> <td>2 4 時間</td> </tr> <tr> <td>及び B 2. 冷温停止にする。</td> <td>3 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器内の酸素濃度が制限値を満足していないと判断した場合	A 1. 酸素濃度を制限値以内に復旧する。	2 4 時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 高温停止にする。	2 4 時間	及び B 2. 冷温停止にする。	3 6 時間	<p>3. 7号炉</p> <table border="1" data-bbox="1380 231 2478 336"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内の酸素濃度</td> <td>1. 8%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表48-2</p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉</p> <table border="1" data-bbox="1380 451 2552 735"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 格納容器内の酸素濃度が制限値を満足していないと判断した場合</td> <td>A 1. 酸素濃度を制限値以内に復旧する。</td> <td>2 4 時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B 1. 高温停止にする。</td> <td>2 4 時間</td> </tr> <tr> <td>及び B 2. 冷温停止にする。</td> <td>3 6 時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 7号炉</p> <table border="1" data-bbox="1380 819 2537 1375"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 格納容器内の酸素濃度が1. 8%以下を満足していないと判断した場合</td> <td>A 1. 酸素濃度を1. 8%以内に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 格納容器圧力逃がし装置を動作不能とみなし要求される措置を実施する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 格納容器内の酸素濃度が3. 5%以下を満足していないと判断した場合</td> <td>B 1. 酸素濃度を3. 5%以内に復旧する。</td> <td>2 4 時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C 1. 高温停止にする。</td> <td>2 4 時間</td> </tr> <tr> <td>及び C 2. 冷温停止にする。</td> <td>3 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	格納容器内の酸素濃度	1. 8%以下	条 件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器内の酸素濃度が制限値を満足していないと判断した場合	A 1. 酸素濃度を制限値以内に復旧する。	2 4 時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 高温停止にする。	2 4 時間	及び B 2. 冷温停止にする。	3 6 時間	条 件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器内の酸素濃度が1. 8%以下を満足していないと判断した場合	A 1. 酸素濃度を1. 8%以内に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 格納容器圧力逃がし装置を動作不能とみなし要求される措置を実施する。	速やかに 速やかに	B. 格納容器内の酸素濃度が3. 5%以下を満足していないと判断した場合	B 1. 酸素濃度を3. 5%以内に復旧する。	2 4 時間	C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 高温停止にする。	2 4 時間	及び C 2. 冷温停止にする。	3 6 時間	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p>
条 件	要求される措置	完了時間																																								
A. 格納容器内の酸素濃度が制限値を満足していないと判断した場合	A 1. 酸素濃度を制限値以内に復旧する。	2 4 時間																																								
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 高温停止にする。	2 4 時間																																								
	及び B 2. 冷温停止にする。	3 6 時間																																								
項 目	運転上の制限																																									
格納容器内の酸素濃度	1. 8%以下																																									
条 件	要求される措置	完了時間																																								
A. 格納容器内の酸素濃度が制限値を満足していないと判断した場合	A 1. 酸素濃度を制限値以内に復旧する。	2 4 時間																																								
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 高温停止にする。	2 4 時間																																								
	及び B 2. 冷温停止にする。	3 6 時間																																								
条 件	要求される措置	完了時間																																								
A. 格納容器内の酸素濃度が1. 8%以下を満足していないと判断した場合	A 1. 酸素濃度を1. 8%以内に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 格納容器圧力逃がし装置を動作不能とみなし要求される措置を実施する。	速やかに 速やかに																																								
B. 格納容器内の酸素濃度が3. 5%以下を満足していないと判断した場合	B 1. 酸素濃度を3. 5%以内に復旧する。	2 4 時間																																								
C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 高温停止にする。	2 4 時間																																								
	及び C 2. 冷温停止にする。	3 6 時間																																								

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考																																								
<p>(原子炉建屋) 第49条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉棟は、表49-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉建屋原子炉棟が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定検停止時に、原子炉建屋原子炉棟を負圧に保ち得ることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉棟を負圧に保つために原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つが閉鎖状態にあることを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉建屋原子炉棟が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表49-2の措置を講じる。</p> <p>表49-1</p> <table border="1" data-bbox="136 867 1056 982"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟</td> <td>機能が健全であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表49-2</p> <table border="1" data-bbox="136 1062 1335 1640"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 原子炉建屋原子炉棟を負圧に保つための措置を講じる。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>C1. 炉心変更を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C2. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：停止余裕確認後の制御棒1本（6号炉及び7号炉においては同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本）の挿入・引抜を除く。</p>	項目	運転上の制限	原子炉建屋原子炉棟	機能が健全であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉建屋原子炉棟を負圧に保つための措置を講じる。	4時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	B2. 冷温停止にする。	36時間	C. 炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	C1. 炉心変更を中止する。	速やかに	C2. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに	<p>(原子炉建屋) 第49条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉棟^{※2※3}は、表49-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉建屋原子炉棟が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定検停止時に、原子炉建屋原子炉棟を負圧に保ち得ることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉棟を負圧に保つために原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において、少なくとも1つが閉鎖状態にあることを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉建屋原子炉棟が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表49-2の措置を講じる。</p> <p>表49-1</p> <table border="1" data-bbox="1383 867 2297 982"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟</td> <td>機能が健全であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表49-2</p> <table border="1" data-bbox="1383 1062 2570 1640"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 原子炉建屋原子炉棟を負圧に保つための措置を講じる。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>C1. 炉心変更を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C2. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：停止余裕確認後の制御棒1本（6号炉及び7号炉においては同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本）の挿入・引抜を除く。</p> <p>※2：7号炉の原子炉建屋原子炉棟（原子炉建屋ブローアウトパネルを含む）は重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※3：原子炉建屋ブローアウトパネルの開放機能は、運転、起動及び高温停止の場合に適用する。</p>	項目	運転上の制限	原子炉建屋原子炉棟	機能が健全であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉建屋原子炉棟を負圧に保つための措置を講じる。	4時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	B2. 冷温停止にする。	36時間	C. 炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	C1. 炉心変更を中止する。	速やかに	C2. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>
項目	運転上の制限																																									
原子炉建屋原子炉棟	機能が健全であること																																									
条件	要求される措置	完了時間																																								
A. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉建屋原子炉棟を負圧に保つための措置を講じる。	4時間																																								
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																																								
	B2. 冷温停止にする。	36時間																																								
C. 炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	C1. 炉心変更を中止する。	速やかに																																								
	C2. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに																																								
項目	運転上の制限																																									
原子炉建屋原子炉棟	機能が健全であること																																									
条件	要求される措置	完了時間																																								
A. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉建屋原子炉棟を負圧に保つための措置を講じる。	4時間																																								
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																																								
	B2. 冷温停止にする。	36時間																																								
C. 炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	C1. 炉心変更を中止する。	速やかに																																								
	C2. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに																																								

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考					
<p style="text-align: center;"><u>(なし)</u></p>	<p><u>(外部電源その3)</u> <u>第58条の3</u> <u>[7号炉]</u> <u>原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換において、外部電源^{※1}は、表58の3-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時^{※2}を除く。</u> <u>2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u> <u>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換において、1週間に1回、所要の非常用交流高压電源母線に電力供給可能な外部電源3回線^{※3}以上の電圧が確立していること及び1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。</u> <u>変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離又は非常用交流高压電源母線を健全な電源から受電できるよう切替えを実施する。</u> <u>3. 当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表58の3-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>表58の3-1</u></p> <table border="1" data-bbox="1383 831 2549 993"> <thead> <tr> <th data-bbox="1383 831 1629 873">項 目</th> <th data-bbox="1629 831 2549 873">運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1383 873 1629 993" rowspan="2">外部電源</td> <td data-bbox="1629 873 2549 915">(1) 3回線^{※3}が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1629 915 2549 993">(2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること^{※4}</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：外部電源とは、電力系統からの電力を第64条及び第65条で要求される非常用交流高压電源母線に供給する設備をいう。</u> <u>※2：154kV送電線（荒浜線）については、回線に異常がないことを確認しすみやかに復旧できることをいう。</u> <u>※3：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用交流高压電源母線に対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする。</u> <u>※4：独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所又は開閉所のみに関係しないこと」をいう。</u></p>	項 目	運 転 上 の 制 限	外部電源	(1) 3回線 ^{※3} が動作可能であること	(2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{※4}	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>
項 目	運 転 上 の 制 限						
外部電源	(1) 3回線 ^{※3} が動作可能であること						
	(2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{※4}						

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																		
	<p>表58の3-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1374 275 1813 317">条 件</th> <th data-bbox="1813 275 2412 317">要求される措置</th> <th data-bbox="2412 275 2573 317">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1374 317 1813 590"> <u>A. すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</u> </td> <td data-bbox="1813 317 2412 590"> <u>A 1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧^{*5}が確立していることを確認する。</u> 及び <u>A 2. 当直長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。</u> </td> <td data-bbox="2412 317 2573 590"> <u>速やかにその後、毎日1回</u> <u>30日間</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1374 590 1813 873"> <u>B. 動作可能な外部電源が2回線である場合</u> </td> <td data-bbox="1813 590 2412 873"> <u>B 1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧^{*5}が確立していることを確認する。</u> 及び <u>B 2. 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</u> </td> <td data-bbox="2412 590 2573 873"> <u>速やかにその後、毎日1回</u> <u>30日間</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1374 873 1813 1220"> <u>C. 動作可能な外部電源が2回線である場合</u> 及び <u>すべての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合</u> </td> <td data-bbox="1813 873 2412 1220"> <u>C 1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧^{*5}が確立していることを確認する。</u> 及び <u>C 2. 当直長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。</u> </td> <td data-bbox="2412 873 2573 1220"> <u>速やかにその後、毎日1回</u> <u>20日間</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1374 1220 1813 1503"> <u>D. 動作可能な外部電源が1回線である場合</u> </td> <td data-bbox="1813 1220 2412 1503"> <u>D 1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧^{*5}が確立していることを確認する。</u> 及び <u>D 2. 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</u> </td> <td data-bbox="2412 1220 2573 1503"> <u>速やかにその後、毎日1回</u> <u>10日間</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1374 1503 1813 1776"> <u>E. 動作可能である外部電源が1回線のみの場合</u> 及び <u>第59条及び第60条で要求される非常用ディーゼル発電機の台数を満足していない場合</u> </td> <td data-bbox="1813 1503 2412 1776"> <u>E 1. 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</u> 又は <u>E 2. 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</u> </td> <td data-bbox="2412 1503 2573 1776"> <u>12時間</u> <u>12時間</u> </td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	<u>A. すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</u>	<u>A 1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧^{*5}が確立していることを確認する。</u> 及び <u>A 2. 当直長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。</u>	<u>速やかにその後、毎日1回</u> <u>30日間</u>	<u>B. 動作可能な外部電源が2回線である場合</u>	<u>B 1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧^{*5}が確立していることを確認する。</u> 及び <u>B 2. 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</u>	<u>速やかにその後、毎日1回</u> <u>30日間</u>	<u>C. 動作可能な外部電源が2回線である場合</u> 及び <u>すべての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合</u>	<u>C 1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧^{*5}が確立していることを確認する。</u> 及び <u>C 2. 当直長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。</u>	<u>速やかにその後、毎日1回</u> <u>20日間</u>	<u>D. 動作可能な外部電源が1回線である場合</u>	<u>D 1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧^{*5}が確立していることを確認する。</u> 及び <u>D 2. 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</u>	<u>速やかにその後、毎日1回</u> <u>10日間</u>	<u>E. 動作可能である外部電源が1回線のみの場合</u> 及び <u>第59条及び第60条で要求される非常用ディーゼル発電機の台数を満足していない場合</u>	<u>E 1. 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</u> 又は <u>E 2. 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</u>	<u>12時間</u> <u>12時間</u>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>
条 件	要求される措置	完了時間																		
<u>A. すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</u>	<u>A 1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧^{*5}が確立していることを確認する。</u> 及び <u>A 2. 当直長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。</u>	<u>速やかにその後、毎日1回</u> <u>30日間</u>																		
<u>B. 動作可能な外部電源が2回線である場合</u>	<u>B 1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧^{*5}が確立していることを確認する。</u> 及び <u>B 2. 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</u>	<u>速やかにその後、毎日1回</u> <u>30日間</u>																		
<u>C. 動作可能な外部電源が2回線である場合</u> 及び <u>すべての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合</u>	<u>C 1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧^{*5}が確立していることを確認する。</u> 及び <u>C 2. 当直長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。</u>	<u>速やかにその後、毎日1回</u> <u>20日間</u>																		
<u>D. 動作可能な外部電源が1回線である場合</u>	<u>D 1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧^{*5}が確立していることを確認する。</u> 及び <u>D 2. 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</u>	<u>速やかにその後、毎日1回</u> <u>10日間</u>																		
<u>E. 動作可能である外部電源が1回線のみの場合</u> 及び <u>第59条及び第60条で要求される非常用ディーゼル発電機の台数を満足していない場合</u>	<u>E 1. 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</u> 又は <u>E 2. 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</u>	<u>12時間</u> <u>12時間</u>																		

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後			備考											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1368 275 1801 394"> <u>F. すべての外部電源が動作不能である場合</u> </td> <td data-bbox="1801 275 2415 394"> <u>F 1. 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</u> </td> <td data-bbox="2415 275 2573 394"> <u>24時間</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1368 401 1801 554"> <u>G. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、条件A, B, C, D, E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合</u> </td> <td data-bbox="1801 401 2415 554"> <u>G 1. 当直長は、高温停止とする。及び</u> <u>G 2. 当直長は、冷温停止とする。</u> </td> <td data-bbox="2415 401 2573 554"> <u>24時間</u> <u>36時間</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1368 560 1801 911"> <u>H. 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、条件A, B, C, D, E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合</u> </td> <td data-bbox="1801 560 2415 911"> <u>H 1. 当直長は、炉心変更を中止する。及び</u> <u>H 2. 当直長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。及び</u> <u>H 3. 当直長は、有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</u> </td> <td data-bbox="2415 560 2573 911"> <u>速やかに</u> <u>速やかに</u> <u>速やかに</u> </td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	<u>F. すべての外部電源が動作不能である場合</u>	<u>F 1. 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</u>	<u>24時間</u>	<u>G. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、条件A, B, C, D, E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合</u>	<u>G 1. 当直長は、高温停止とする。及び</u> <u>G 2. 当直長は、冷温停止とする。</u>	<u>24時間</u> <u>36時間</u>	<u>H. 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、条件A, B, C, D, E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合</u>	<u>H 1. 当直長は、炉心変更を中止する。及び</u> <u>H 2. 当直長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。及び</u> <u>H 3. 当直長は、有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</u>	<u>速やかに</u> <u>速やかに</u> <u>速やかに</u>	<p>※5：154kV送電線（荒浜線）の予備変圧器の電圧については1次側及び2次側電圧値を確認する。（予備変圧器が通常負荷へ電源供給していない場合）</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>
条件	要求される措置	完了時間													
<u>F. すべての外部電源が動作不能である場合</u>	<u>F 1. 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</u>	<u>24時間</u>													
<u>G. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、条件A, B, C, D, E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合</u>	<u>G 1. 当直長は、高温停止とする。及び</u> <u>G 2. 当直長は、冷温停止とする。</u>	<u>24時間</u> <u>36時間</u>													
<u>H. 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、条件A, B, C, D, E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合</u>	<u>H 1. 当直長は、炉心変更を中止する。及び</u> <u>H 2. 当直長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。及び</u> <u>H 3. 当直長は、有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</u>	<u>速やかに</u> <u>速やかに</u> <u>速やかに</u>													

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(非常用ディーゼル発電機燃料油等)</p> <p><u>第62条</u> ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気は、<u>表62-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。<u>ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u></p> <p>2. ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気が、<u>第60条</u>及び<u>第61条</u>で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていることを<u>表62-2</u>で1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油又は起動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表62-3</u>の措置を講じる。</p>	<p>(非常用ディーゼル発電機燃料油等)</p> <p><u>第61条</u></p> <p><u>[1号炉、2号炉、3号炉、4号炉、5号炉及び6号炉]</u></p> <p>ディーゼル燃料油^{※1}、潤滑油及び起動用空気は、<u>表61-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気が、<u>第59条</u>及び<u>第60条</u>で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていることを<u>表61-2</u>で1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油又は起動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表61-3</u>の措置を講じる。</p> <p><u>[7号炉]</u></p> <p>ディーゼル燃料油^{※1}、潤滑油、起動用空気及び燃料移送ポンプ^{※2}は、<u>表61-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ディーゼル燃料油、潤滑油、起動用空気及び燃料移送ポンプが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気が、<u>第59条</u>及び<u>第60条</u>で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていることを<u>表61-2</u>で1ヶ月に1回確認する。</p> <p>(2) 当直長は、<u>第59条</u>及び<u>第60条</u>で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイトンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが起動することを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油、起動用空気又は燃料移送ポンプが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表61-3</u>の措置を講じる。</p> <p><u>※1：6号炉及び7号炉の軽油タンクは重大事故等対処設備を兼ねる。軽油タンクレベルが必要量確保されていない場合は、第66条(表66-12-7)の運転上の制限も確認する。</u></p> <p><u>※2：7号炉の燃料移送ポンプは重大事故等対処設備(設計基準拡張)を兼ねる。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考														
<p><u>表62-1</u></p> <table border="1" data-bbox="136 310 1308 436"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル燃料油, 潤滑油 及び起動用空気</td> <td>第60条及び第61条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ディーゼル燃料油, 潤滑油 及び起動用空気	第60条及び第61条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること	<p><u>表61-1</u></p> <p><u>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="1380 310 2546 478"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル燃料油, 潤滑油及び 起動用空気</td> <td><u>第59条及び第60条</u>で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。<u>ただし, 非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2. 7号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="1380 556 2546 861"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ディーゼル燃料油, 潤滑油及び 起動用空気</u></td> <td><u>第59条及び第60条</u>で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。<u>ただし, 非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u></td> </tr> <tr> <td><u>燃料移送ポンプ</u></td> <td><u>第59条及び第60条</u>で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイタンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ディーゼル燃料油, 潤滑油及び 起動用空気	<u>第59条及び第60条</u> で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。 <u>ただし, 非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u>	項目	運転上の制限	<u>ディーゼル燃料油, 潤滑油及び 起動用空気</u>	<u>第59条及び第60条</u> で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。 <u>ただし, 非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u>	<u>燃料移送ポンプ</u>	<u>第59条及び第60条</u> で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイタンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが動作可能であること	<p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>
項目	運転上の制限															
ディーゼル燃料油, 潤滑油 及び起動用空気	第60条及び第61条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること															
項目	運転上の制限															
ディーゼル燃料油, 潤滑油及び 起動用空気	<u>第59条及び第60条</u> で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。 <u>ただし, 非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u>															
項目	運転上の制限															
<u>ディーゼル燃料油, 潤滑油及び 起動用空気</u>	<u>第59条及び第60条</u> で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。 <u>ただし, 非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u>															
<u>燃料移送ポンプ</u>	<u>第59条及び第60条</u> で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイタンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが動作可能であること															

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前			変更後			備考
<u>表6 2-3</u>			<u>表6 1-3</u>			記載の適正化
			<u>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉</u>			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 非常用ディーゼル発電機1台以上の軽油タンクレベルが <u>表6 2-2</u> を満足しない場合	A 1. 制限値以内に復旧する。	2日間	A. 非常用ディーゼル発電機1台以上の軽油タンクレベルが <u>表6 1-2</u> を満足しない場合	A 1. 制限値以内に復旧する。	2日間	
B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油サンプタンクレベル又は潤滑油補給タンク油面が <u>表6 2-2</u> を満足しない場合	B 1. 制限値以内に復旧する。	2日間	B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油サンプタンクレベル又は潤滑油補給タンク油面が <u>表6 1-2</u> を満足しない場合	B 1. 制限値以内に復旧する。	2日間	
C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が <u>表6 2-2</u> を満足しない場合	C 1. 制限値以内に復旧する。	2日間	C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が <u>表6 1-2</u> を満足しない場合	C 1. 制限値以内に復旧する。	2日間	
D. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D 1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。ただし、軽油タンク1基から非常用ディーゼル発電機2台に供給している場合は、原子炉停止時冷却系に電源を供給する非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	D. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D 1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。ただし、軽油タンク1基から非常用ディーゼル発電機2台に供給している場合は、原子炉停止時冷却系に電源を供給する非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	
E. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E 1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	E. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E 1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	
			<u>2. 7号炉</u>			
			条件	要求される措置	完了時間	
			A. 非常用ディーゼル発電機1台以上の軽油タンクレベルが <u>表6 1-2</u> を満足しない場合	A 1. 制限値以内に復旧する。	2日間	
			B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の燃料移送ポンプが動作不能の場合	B 1. 動作可能な状態に復旧する。	2日間	
			C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油補給タンク油面が <u>表6 1-2</u> を満足しない場合	C 1. 制限値以内に復旧する。	2日間	
			D. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が <u>表6 1-2</u> を満足しない場合	D 1. 制限値以内に復旧する。	2日間	
			E. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E 1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。ただし、軽油タンク1基から非常用ディーゼル発電機2台に供給している場合は、原子炉停止時冷却系に電源を供給する非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	
			F. 条件B, C又はDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	F 1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	
						原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(直流電源その1) <u>第6.3条</u> 〔1号炉及び5号炉〕 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は<u>表6.3-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは、定検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、3系列の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については128V以上、B系及び高圧炉心スプレイ系については126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表6.3-2</u>の措置を講じる。</p> <p>〔2号炉、3号炉及び4号炉〕 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は<u>表6.3-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは、定検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、3系列の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表6.3-2</u>の措置を講じる。</p> <p>〔6号炉及び7号炉〕 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は<u>表6.3-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは、定検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、4系列の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については128V以上、B系、C系及びD系については126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表6.3-2</u>の措置を講じる。</p>	<p>(直流電源その1) <u>第6.2条</u> 〔1号炉及び5号炉〕 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は<u>表6.2-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは、定検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、3系列の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については128V以上、B系及び高圧炉心スプレイ系については126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表6.2-3</u>の措置を講じる。</p> <p>〔2号炉、3号炉及び4号炉〕 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は<u>表6.2-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは、定検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、3系列の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表6.2-3</u>の措置を講じる。</p> <p>〔6号炉〕 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は<u>表6.2-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは、定検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、4系列の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については128V以上、B系、C系及びD系については126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表6.2-3</u>の措置を講じる。</p> <p>〔7号炉〕 <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源^{*2}は表6.2-1で定める事項を運転上の制限とする。</u> 2. <u>直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u> <u>(1) 運転評価GMは、定検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考																																																													
<p>※1：充電器とは、充電器又は予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。</p> <p><u>表6 3-1</u></p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</p> <table border="1" data-bbox="136 709 1044 793"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>3系列※2が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3系列とは、A系, B系及び高圧炉心スプレイ系をいう。</p> <p>2. 6号炉及び7号炉</p> <table border="1" data-bbox="136 913 1044 997"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>4系列※2が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：4系列とは、A系, B系, C系及びD系をいう。</p> <p><u>表6 3-2</u></p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</p> <table border="1" data-bbox="136 1514 1329 1978"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>A 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合</td> <td>B 1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C 1. 高温停止とする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>C 2. 冷温停止とする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	直流電源	3系列※2が動作可能であること	項目	運転上の制限	直流電源	4系列※2が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	B 1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 高温停止とする。	24時間	C 2. 冷温停止とする。	36時間	<p>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、4系列の蓄電池及び充電器について、<u>浮動充電時の蓄電池電圧が表6 2-2に定める値であることを1週間に1回確認する。</u></p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表6 2-3の措置を講じる。</u></p> <p>※1：充電器とは、充電器又は予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。</p> <p>※2：7号炉の直流電源A系（A及びA-2）及びB系は、<u>重大事故等対処設備を兼ねる。直流電源A系（A及びA-2）が動作不能時は、第66条（表6 6-1 2-4）の運転上の制限も確認する。また、7号炉の直流電源C系及びD系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。</u></p> <p><u>表6 2-1</u></p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</p> <table border="1" data-bbox="1383 709 2320 793"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>3系列※3が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：3系列とは、A系, B系及び高圧炉心スプレイ系をいう。</p> <p>2. 6号炉及び7号炉</p> <table border="1" data-bbox="1383 913 2320 997"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>4系列※4が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：4系列とは、A系（A及びA-2）、B系, C系及びD系をいう。</p> <p><u>表6 2-2</u></p> <p>1. 7号炉</p> <table border="1" data-bbox="1383 1157 2335 1409"> <thead> <tr> <th>系列</th> <th>蓄電池</th> <th>浮動充電時の蓄電池電圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A系</td> <td>A</td> <td>128V以上</td> </tr> <tr> <td>A-2</td> <td>126V以上</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>B</td> <td>126V以上</td> </tr> <tr> <td>C系</td> <td>C</td> <td>126V以上</td> </tr> <tr> <td>D系</td> <td>D</td> <td>126V以上</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表6 2-3</u></p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</p> <table border="1" data-bbox="1383 1528 2576 1978"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>A 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合</td> <td>B 1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C 1. 高温停止とする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>C 2. 冷温停止とする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	直流電源	3系列※3が動作可能であること	項目	運転上の制限	直流電源	4系列※4が動作可能であること	系列	蓄電池	浮動充電時の蓄電池電圧	A系	A	128V以上	A-2	126V以上	B系	B	126V以上	C系	C	126V以上	D系	D	126V以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	B 1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 高温停止とする。	24時間	C 2. 冷温停止とする。	36時間	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p> <p>記載の適正化</p>
項目	運転上の制限																																																														
直流電源	3系列※2が動作可能であること																																																														
項目	運転上の制限																																																														
直流電源	4系列※2が動作可能であること																																																														
条件	要求される措置	完了時間																																																													
A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																																																													
B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	B 1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに																																																													
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 高温停止とする。	24時間																																																													
	C 2. 冷温停止とする。	36時間																																																													
項目	運転上の制限																																																														
直流電源	3系列※3が動作可能であること																																																														
項目	運転上の制限																																																														
直流電源	4系列※4が動作可能であること																																																														
系列	蓄電池	浮動充電時の蓄電池電圧																																																													
A系	A	128V以上																																																													
	A-2	126V以上																																																													
B系	B	126V以上																																																													
C系	C	126V以上																																																													
D系	D	126V以上																																																													
条件	要求される措置	完了時間																																																													
A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																																																													
B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	B 1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに																																																													
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 高温停止とする。	24時間																																																													
	C 2. 冷温停止とする。	36時間																																																													

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(直流電源その2) <u>第6.4条</u> 〔1号炉及び5号炉〕 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、直流電源は<u>表6.4-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、<u>第6.6条</u>で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器^{*1}について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については128V以上、B系及び高圧炉心スプレイ系については126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表6.4-2</u>の措置を講じる。</p> <p>〔2号炉, 3号炉及び4号炉〕 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、直流電源は<u>表6.4-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、<u>第6.6条</u>で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器^{*1}について、浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表6.4-2</u>の措置を講じる。</p> <p>〔6号炉及び7号炉〕 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、直流電源は<u>表6.4-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、<u>第6.6条</u>で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器^{*1}について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については128V以上、B系、C系及びD系については126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表6.4-2</u>の措置を講じる。</p>	<p>(直流電源その2) <u>第6.3条</u> 〔1号炉及び5号炉〕 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、直流電源は<u>表6.3-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、<u>第6.5条</u>で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器^{*1}について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については128V以上、B系及び高圧炉心スプレイ系については126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表6.3-3</u>の措置を講じる。</p> <p>〔2号炉, 3号炉及び4号炉〕 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、直流電源は<u>表6.3-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、<u>第6.5条</u>で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器^{*1}について、浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表6.3-3</u>の措置を講じる。</p> <p>〔6号炉〕 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、直流電源は<u>表6.3-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、<u>第6.5条</u>で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器^{*1}について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については128V以上、B系、C系及びD系については126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表6.3-3</u>の措置を講じる。</p> <p>〔7号炉〕 <u>原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、直流電源^{*2}は表6.3-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p>2. <u>直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u> <u>(1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、第6.5条で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器^{*1}について、浮動充電時の蓄電池電圧が表6.3-2に定める値であることを1週間に1回確認する。</u></p> <p>3. <u>当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表6.3-3の措置を講じる。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																																	
<p>※1：充電器とは、充電器又は予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。</p> <p><u>表6.4-1</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td><u>第6.6条</u>で要求される直流電源が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表6.4-2</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A. 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>A 1. 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A 2. 炉心変更を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A 3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A 4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	直流電源	<u>第6.6条</u> で要求される直流電源が動作可能であること	条 件	要求される措置	完了時間	A. 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1. 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	及び A 2. 炉心変更を中止する。	速やかに	及び A 3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに	及び A 4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに	<p>※1：充電器とは、充電器又は予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。</p> <p>※2：<u>7号炉の直流電源A系（A及びA-2）及びB系は、重大事故等対処設備を兼ねる。直流電源A系（A及びA-2）が動作不能時は、第6.6条（表6.6-1.2-4）の運転上の制限も確認する。また、7号炉の直流電源C系及びD系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。</u></p> <p><u>表6.3-1</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td><u>第6.5条</u>で要求される直流電源が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表6.3-2</u></p> <p>1. 7号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>系列</th> <th>蓄電池</th> <th>浮動充電時の蓄電池電圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A系</td> <td>A</td> <td>128V以上</td> </tr> <tr> <td>A-2</td> <td>126V以上</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>B</td> <td>126V以上</td> </tr> <tr> <td>C系</td> <td>C</td> <td>126V以上</td> </tr> <tr> <td>D系</td> <td>D</td> <td>126V以上</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表6.3-3</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A. 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>A 1. 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A 2. 炉心変更を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A 3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A 4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	直流電源	<u>第6.5条</u> で要求される直流電源が動作可能であること	系列	蓄電池	浮動充電時の蓄電池電圧	A系	A	128V以上	A-2	126V以上	B系	B	126V以上	C系	C	126V以上	D系	D	126V以上	条 件	要求される措置	完了時間	A. 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1. 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	及び A 2. 炉心変更を中止する。	速やかに	及び A 3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに	及び A 4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p> <p>記載の適正化</p>
項 目	運転上の制限																																																		
直流電源	<u>第6.6条</u> で要求される直流電源が動作可能であること																																																		
条 件	要求される措置	完了時間																																																	
A. 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1. 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																																																	
	及び A 2. 炉心変更を中止する。	速やかに																																																	
	及び A 3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに																																																	
	及び A 4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに																																																	
項 目	運転上の制限																																																		
直流電源	<u>第6.5条</u> で要求される直流電源が動作可能であること																																																		
系列	蓄電池	浮動充電時の蓄電池電圧																																																	
A系	A	128V以上																																																	
	A-2	126V以上																																																	
B系	B	126V以上																																																	
C系	C	126V以上																																																	
D系	D	126V以上																																																	
条 件	要求される措置	完了時間																																																	
A. 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1. 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																																																	
	及び A 2. 炉心変更を中止する。	速やかに																																																	
	及び A 3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに																																																	
	及び A 4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに																																																	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第7 2条 各GMは、運転上の制限を第3 節各条の第2 項で定める事項^{※1}を確認する。</p> <p>2. 第3 節各条の第2 項で定められた頻度及び第3 項の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度に関して、その確認の間隔は、表7 2に定める範囲内で延長することができる^{※2}。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>3. <u>各GM</u>は、第3 節各条の第2 項で定める事項を行うことができなかつた場合、運転上の制限を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3 節各条の第3 項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、この時点から第3 節各条の第3 項の要求される措置を開始する。</p> <p>4. 各GMは、運転上の制限が適用される時点から、第3 節各条の第2 項で定める頻度（期間）以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。なお、第3 節各条の第2 項で定める頻度（期間）より、適用になった期間が短い場合は、当該事項を実施する必要はない。</p> <p>5. 運転上の制限を確認するための事項を実施している期間は、当該運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>6. 第3 節各条の第2 項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足していれば、第3 節各条の第2 項で定める事項が実施されていない期間は、運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし、第7 3条第2 項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>※1：第7 2条から第7 5条を除く。以下、第7 3条及び第7 4条において同じ。 ※2：第2 節で定められた頻度も適用される。</p>	<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第7 2条 各GM <u>(第3 節各条の第2 項で定める事項を行う当直長及びGMをいう。)</u>は、運転上の制限を第3 節各条の第2 項で定める事項^{※1}を確認する。</p> <p>2. 第3 節各条の第2 項で定められた頻度及び第3 項の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度に関して、その確認の間隔は、表7 2に定める範囲内で延長することができる^{※2}<u>※3</u>。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない^{※3}。</p> <p>3. <u>当直長及び燃料GM</u>は、第3 節各条の第2 項で定める事項を行うことができなかつた場合 <u>又は各GM (当直長及び燃料GMを除く。)</u>から第3 節各条の第2 項で定める事項を行うことができなかつた旨の連絡を受けた場合は、運転上の制限を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3 節各条の第3 項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、この時点から第3 節各条の第3 項の要求される措置を開始する。</p> <p>4. 各GM <u>(第3 節各条の第2 項で定める事項を行う当直長及びGMをいう。)</u>は、運転上の制限が適用される時点から、第3 節各条の第2 項で定める頻度（期間）以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。なお、第3 節各条の第2 項で定める頻度（期間）より、適用になった期間が短い場合は、当該事項を実施する必要はない。</p> <p>5. 運転上の制限を確認するための事項を実施している期間は、当該運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>6. 第3 節各条の第2 項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足していれば、第3 節各条の第2 項で定める事項が実施されていない期間は、運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし、第7 3条第2 項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p><u>7. 各GM (第3 節各条の第2 項で定める事項を行う当直長及びGMをいう。)</u>は、<u>第2 項で定める運転上の制限を満足していることの確認を実施する場合において、確認事項が複数の条文で同一である場合、各条文に対応して複数回実施する必要はなく、1 回の確認により各条文の確認を実施したとみなすことができる。</u></p> <p><u>8. 当直長は、各GMが第1 7条の7 又は第1 7条の8 にもとづく教育及び訓練の実施にあたり、重大事故等対処設備を使用する場合は、教育及び訓練中に重大事故等が発生した場合に適切に対処できるよう必要な措置を講じている期間、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</u></p> <p>※1：第7 2条から第7 5条を除く。以下、第7 3条及び第7 4条において同じ。 ※2：第2 節で定められた頻度も適用される。 ※3：<u>第7 4条第3 項で定める保全作業時の措置の実施時期にも適用される。</u></p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前

変更後

備考

表7.2

頻度		備考
保安規定で定める頻度	延長できる時間	
1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。
12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。
24時間に1回	6時間	同上
毎日1回		所定の直の時間帯で確認する。
1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。
1ヶ月に1回	7日	同上 なお、1ヶ月は31日とする。
1000MWd/tに1回	250MWd/t	

表7.2

頻度		備考
保安規定で定める頻度	延長できる時間	
1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。
12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。
24時間に1回	6時間	同上
毎日1回		所定の直の時間帯で確認する。
1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。
1ヶ月に1回	7日	同上 なお、1ヶ月は31日とする。
<u>3ヶ月に1回</u>	<u>23日</u>	<u>同上</u> <u>なお、3ヶ月は92日とする。</u>
<u>1年に1回</u>	<u>92日</u>	<u>同上</u> <u>なお、1年は365日とする。</u>
<u>2年に1回</u>	<u>182日</u>	<u>同上</u> <u>なお、2年は730日とする。</u>
1000MWd/tに1回	250MWd/t	

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)</p> <p>第74条 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2. 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p><u>3. 第1項及び第2項の実施については、第73条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</u></p> <p><u>4. 各GMは、第1項又は第2項に基づく保全作業を行う場合、関係GMと協議し実施する。</u></p> <p><u>5. 第1項及び第2項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</u></p> <p><u>6. 各GMは、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置^{※2}を順次実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</u></p> <p><u>7. 各GMは、第1項又は第2項を実施する場合、第73条第3項及び第8項に準拠する。</u></p> <p><u>8. 第1項及び第2項において、要求される措置又は安全措置を実施できなかった場合、各GMは当該運転上の制限を満足していないと判断する。</u></p> <p><u>9. 各GMは、第2項を実施し、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告し、当該号炉を所管する運転管理部長は主任技術者に報告する。</u></p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※2：保全作業を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>	<p>(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)</p> <p>第74条 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2. 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、<u>原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</u></p> <p><u>3. 各GMは、表74で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める保全作業時の措置を実施する。なお、要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※2}を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</u></p> <p><u>4. 第1項、第2項及び第3項の実施については、第73条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</u></p> <p><u>5. 各GMは、第1項、第2項又は第3項に基づく保全作業を行う場合、関係GMと協議し実施する。</u></p> <p><u>6. 第1項、第2項及び第3項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</u></p> <p><u>7. 各GMは、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置^{※3}を順次実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</u></p> <p><u>8. 各GMは、第1項、第2項又は第3項を実施する場合、第73条第3項及び第8項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「保全作業時の措置」に読み替えるものとする。</u></p> <p><u>9. 第1項又は第3項において、要求される措置、保全作業時の措置を実施できなかった場合又は第2項において安全措置を実施できなかった場合、各GMは当該運転上の制限を満足していないと判断する。</u></p> <p><u>10. 各GMは、第2項に基づく保全作業及び第3項において、完了時間を超えて保全作業を実施し、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告し、当該号炉を所管する運転管理部長は原子炉主任技術者に報告する。</u></p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※2：表74に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※3：保全作業を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p> <p>記載の適正化</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後				備考																				
	<p>表7.4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1383 268 1576 363">関連条文</th> <th data-bbox="1576 268 1857 363">点検対象設備</th> <th data-bbox="1857 268 2050 363">第7.4条 適用時期</th> <th data-bbox="2050 268 2353 363">保全作業時の措置</th> <th data-bbox="2353 268 2582 363">実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1383 363 1576 541"> <p>第5.7条 第6.6条 (66-14-1)</p> </td> <td data-bbox="1576 363 1857 541"> <p>・中央制御室非常用 換気空調系^{※4}</p> </td> <td data-bbox="1857 363 2050 541"> <p>第5.7条の適用される原子炉の状態</p> </td> <td data-bbox="2050 363 2353 541"> <p>・中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であることを確認する。</p> </td> <td data-bbox="2353 363 2582 541"> <p>点検前^{※5} その後、10日に1回</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 541 1576 1010"> <p>第5.8条の3</p> </td> <td data-bbox="1576 541 1857 1010"> <p>・外部電源</p> </td> <td data-bbox="1857 541 2050 1010"> <p>運 転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換</p> </td> <td data-bbox="2050 541 2353 1010"> <p>・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。</p> <p>・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認^{※6}する。</p> </td> <td data-bbox="2353 541 2582 1010"> <p>点検前^{※5} その後、毎日1回</p> <p>点検前^{※5} 点検期間が完了時間（30日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1ヶ月に1回</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 1010 1576 1617"> <p>第6.6条 (66-9-2)</p> </td> <td data-bbox="1576 1010 1857 1617"> <p>・燃料プール冷却浄化系を構成する弁</p> </td> <td data-bbox="1857 1010 2050 1617"> <p>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</p> </td> <td data-bbox="2050 1010 2353 1617"> <p>・使用済燃料プールの温度上昇評価を実施する。</p> <p>・燃料プール代替注水系による使用済燃料プールの注水が動作可能であることを確認する。</p> <p>・残留熱除去系による使用済燃料プールの除熱が評価時間内に実施可能であることを管理的手段で確認する。</p> </td> <td data-bbox="2353 1010 2582 1617"> <p>点検前^{※5}</p> <p>点検前^{※5} その後、毎日1回</p> <p>点検前^{※5}</p> </td> </tr> </tbody> </table>				関連条文	点検対象設備	第7.4条 適用時期	保全作業時の措置	実施頻度	<p>第5.7条 第6.6条 (66-14-1)</p>	<p>・中央制御室非常用 換気空調系^{※4}</p>	<p>第5.7条の適用される原子炉の状態</p>	<p>・中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であることを確認する。</p>	<p>点検前^{※5} その後、10日に1回</p>	<p>第5.8条の3</p>	<p>・外部電源</p>	<p>運 転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換</p>	<p>・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。</p> <p>・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認^{※6}する。</p>	<p>点検前^{※5} その後、毎日1回</p> <p>点検前^{※5} 点検期間が完了時間（30日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1ヶ月に1回</p>	<p>第6.6条 (66-9-2)</p>	<p>・燃料プール冷却浄化系を構成する弁</p>	<p>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</p>	<p>・使用済燃料プールの温度上昇評価を実施する。</p> <p>・燃料プール代替注水系による使用済燃料プールの注水が動作可能であることを確認する。</p> <p>・残留熱除去系による使用済燃料プールの除熱が評価時間内に実施可能であることを管理的手段で確認する。</p>	<p>点検前^{※5}</p> <p>点検前^{※5} その後、毎日1回</p> <p>点検前^{※5}</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>
関連条文	点検対象設備	第7.4条 適用時期	保全作業時の措置	実施頻度																					
<p>第5.7条 第6.6条 (66-14-1)</p>	<p>・中央制御室非常用 換気空調系^{※4}</p>	<p>第5.7条の適用される原子炉の状態</p>	<p>・中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であることを確認する。</p>	<p>点検前^{※5} その後、10日に1回</p>																					
<p>第5.8条の3</p>	<p>・外部電源</p>	<p>運 転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換</p>	<p>・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。</p> <p>・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認^{※6}する。</p>	<p>点検前^{※5} その後、毎日1回</p> <p>点検前^{※5} 点検期間が完了時間（30日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1ヶ月に1回</p>																					
<p>第6.6条 (66-9-2)</p>	<p>・燃料プール冷却浄化系を構成する弁</p>	<p>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</p>	<p>・使用済燃料プールの温度上昇評価を実施する。</p> <p>・燃料プール代替注水系による使用済燃料プールの注水が動作可能であることを確認する。</p> <p>・残留熱除去系による使用済燃料プールの除熱が評価時間内に実施可能であることを管理的手段で確認する。</p>	<p>点検前^{※5}</p> <p>点検前^{※5} その後、毎日1回</p> <p>点検前^{※5}</p>																					

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後					備考
	<p><u>関連条文</u></p>	<p><u>点検対象設備</u></p>	<p><u>第74条 適用時期</u></p>	<p><u>保全作業時の措置</u></p>	<p><u>実施頻度</u></p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>
<p><u>第66条 (66-9-3)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）</u> ・<u>使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）</u> ・<u>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ，低レンジ）</u> ・<u>使用済燃料貯蔵プール監視カメラ（使用済貯蔵プール監視カメラ用空冷装置含む）</u> 	<p><u>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が6.5℃以下であることを確認する。</u> 	<p><u>点検前^{※5} その後，毎日1回</u></p>		
			<ul style="list-style-type: none"> ・<u>残りの要素が監視可能であることを確認する。</u> 	<p><u>点検前^{※5} その後，毎日1回</u></p>		
<p><u>第66条 (66-12-3)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>号炉間電力融通ケーブル（常設）</u> ・<u>号炉間電力融通ケーブル（可搬型）</u> 	<p><u>冷温停止 燃料交換</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認^{※6}する。</u> 	<p><u>点検前^{※5} 点検期間が完了時間（30日）を超えて点検を実施する場合は，その後，1ヶ月に1回</u></p>		
<p><u>第66条 (66-12-6)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>AM用MCC</u> ・<u>AM用切替盤</u> ・<u>AM用操作盤</u> ・<u>AM用動力変圧器</u> ・<u>緊急用断路器</u> ・<u>緊急用電源切替箱接続装置</u> ・<u>緊急用電源切替箱断路器</u> 	<p><u>冷温停止 燃料交換</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認^{※6}する。</u> 	<p><u>点検前^{※5} 点検期間が完了時間（3日）を超えて点検を実施する場合は，その後，1週間1回</u></p>		

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後				備考	
	<u>関連条文</u>	<u>点検対象設備</u>	<u>第74条 適用時期</u>	<u>保全作業時の措置</u>	<u>実施頻度</u>	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）
<u>第66条 (66-15-1)</u>	・ <u>モニタリングポスト 用発電機</u>	<u>冷温停止 燃料交換</u>	・ <u>代替品を確保する。</u>	<u>点検前^{※5}</u>		
<u>第66条 (66-16-3)</u>	・ <u>交流分電盤</u> ・ <u>負荷変圧器</u>	<u>運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換</u>	・ <u>6号炉又は7号炉の 非常用ディーゼル発 電機から5号炉原子 炉建屋内緊急時対策 所に給電が可能であ ることを確認^{※6}す る。</u>	<u>点検前^{※5}</u> <u>点検期間が完了 時間（10日） を超えて点検を 実施する場合は、その後、1 ヶ月に1回</u>		
<p> <u>※4：6号炉及び7号炉の中央制御室非常用換気空調系の中央制御室バウンダリを構成する隔離弁及びダクト（外気の入取、排気のライン）等をいう。</u> <u>※5：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</u> <u>※6：「動作可能であることを確認」とは、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止の場合、非常用ディーゼル発電機3台を起動し、冷温停止及び燃料交換の場合は、非常用ディーゼル発電機2台^{※7}を起動し動作可能であることを確認する。</u> <u>※7：非常用ディーゼル発電機に非常用発電機1台を含めることができる。</u> </p>						

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 8 章 保守管理</p> <p>(保守管理計画) 第 1 0 7 条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【保守管理計画】</p> <p>1. 定義 本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程（J E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 7）」に従うものとする。</p> <p>2. 保守管理の実施方針及び保守管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、1 2. の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7. 3 参照）を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに、第 1 0 7 条の 2 に定める長期保守管理方針を策定又は変更した場合には、長期保守管理方針に従い保全を実施することを保守管理の実施方針に反映する。 (3) 組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、1 2. の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7. 3 参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2. の保守管理目標を達成するため 4. より 1 1. からなる保全プログラムを策定する。また、1 2. の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7. 3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、原子力発電施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (3) <u>「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和 4 0 年通商産業省令第 6 2 号）（以下、「省令 6 2 号」という。）」に規定される設備</u> <u>(4) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</u> <u>(5) その他自ら定める設備</u></p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 保守管理</p> <p>(保守管理計画) 第 1 0 7 条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【保守管理計画】</p> <p>1. 定義 本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程（J E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 7）」に従うものとする。</p> <p>2. 保守管理の実施方針及び保守管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、1 2. の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7. 3 参照）を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに、第 1 0 7 条の 2 に定める長期保守管理方針を策定又は変更した場合には、長期保守管理方針に従い保全を実施することを保守管理の実施方針に反映する。 (3) 組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、1 2. の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7. 3 参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2. の保守管理目標を達成するため 4. より 1 1. からなる保全プログラムを策定する。また、1 2. の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7. 3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、原子力発電施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (3) <u>設置変更許可申請書及び工事計画認可申請書で保管又は設置要求があり、許可又は認可を得た設備</u> <u>(4) 自主対策設備*¹（7 号炉）</u> <u>(5) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</u> <u>(6) その他自ら定める設備</u> <u>※ 1：自主対策設備とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。</u></p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>5. 保全重要度の設定</p> <p>組織は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の保全重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、<u>PSA</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>PSA</u>から得られるリスク情報を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1) 又は (2) に基づき設定する。</p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5. の保全重要度を踏まえ、プラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>i. 7000 臨界時間あたりの計画外自動スクラム回数</p> <p>ii. 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>iii. 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、5. (1) の保全重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>i. 予防可能故障 (MPFF) 回数</p> <p>ii. 非待機 (UA) 時間^{※1}</p> <p>※1 : 非待機 (UA) 時間については、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>i. 予防可能故障 (MPFF) 回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>ii. 非待機 (UA) 時間の目標値は、点検実績及び第4章第3節 (運転上の制限) 第19条から第71条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>5. 保全重要度の設定</p> <p>組織は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の保全重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、<u>重大事故等対処設備 (7号炉) に該当すること及び重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報<u>並びに運転経験等</u>を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報<u>及び運転経験等</u>を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1) 又は (2) に基づき設定する。</p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5. の保全重要度を踏まえ、プラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>i. 7000 臨界時間あたりの計画外自動スクラム回数</p> <p>ii. 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>iii. 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、5. (1) の保全重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能<u>並びに重大事故等対処設備 (7号炉) に対して</u>以下のものを設定する。</p> <p>i. 予防可能故障 (MPFF) 回数</p> <p>ii. 非待機 (UA) 時間^{※2}</p> <p>※2 : 非待機 (UA) 時間については、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>i. 予防可能故障 (MPFF) 回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>ii. 非待機 (UA) 時間の目標値は、点検実績及び第4章第3節 (運転上の制限) 第19条から第71条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更 (新規制基準の施行に伴う変更)</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更 (新規制基準の施行に伴う変更)</p> <p>記載の適正化</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 点検計画 (7. 1 参照) b) 補修、取替え及び改造計画 (7. 2 参照) c) 特別な保全計画 (7. 3 参照) <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験 b) 使用環境及び設置環境 c) 劣化、故障モード d) 機器の構造等の設計的知見 e) 科学的知見 <p>(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7. 1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 予防保全 <ul style="list-style-type: none"> i. 時間基準保全 ii. 状態基準保全 b) 事後保全 <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 時間基準保全 <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①点検の具体的方法 ②構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 ③実施頻度 ④実施時期 <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> b) 状態基準保全 <ul style="list-style-type: none"> i. 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。 <ul style="list-style-type: none"> ①状態監視データの具体的採取方法 ②機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準 ③状態監視データ採取頻度 ④実施時期 	<p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 点検計画 (7. 1 参照) b) 補修、取替え及び改造計画 (7. 2 参照) c) 特別な保全計画 (7. 3 参照) <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験 b) 使用環境及び設置環境 c) 劣化、故障モード d) 機器の構造等の設計的知見 e) 科学的知見 <p>(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7. 1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 予防保全 <ul style="list-style-type: none"> i. 時間基準保全 ii. 状態基準保全 b) 事後保全 <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 時間基準保全 <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①点検の具体的方法 ②構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 ③実施頻度 ④実施時期 <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> b) 状態基準保全 <ul style="list-style-type: none"> i. 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。 <ul style="list-style-type: none"> ①状態監視データの具体的採取方法 ②機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準 ③状態監視データ採取頻度 ④実施時期 	

変更前	変更後	備考
<p>⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>ii. 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①巡視点検の具体的方法</p> <p>②構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>iii. 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①定例試験の具体的方法</p> <p>②構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c) 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>7. 2 補修、取替え及び改造計画の策定</p> <p>(1) 組織は、補修、取替え及び改造を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。また、安全上重要な機器に対する補修工事については、補修工事に対する法令に基づく必要な手続きの要否について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの要否及びその内容を記録する。</p> <p>(2) 組織は、補修、取替え及び改造を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査及び試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 検査及び試験の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査及び試験の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 検査及び試験の実施時期</p>	<p>⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>ii. 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①巡視点検の具体的方法</p> <p>②構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>iii. 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①定例試験の具体的方法</p> <p>②構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c) 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>7. 2 補修、取替え及び改造計画の策定</p> <p>(1) 組織は、補修、取替え及び改造を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。また、安全上重要な機器※3に対する補修工事については、補修工事に対する法令に基づく必要な手続き※4の要否について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの要否及びその内容を記録する。</p> <p>(2) 組織は、補修、取替え及び改造を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査及び試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 検査及び試験の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査及び試験の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 検査及び試験の実施時期</p> <p>※3：安全上重要な機器とは、「安全上重要な機器等を定める告示」に定める機器及び構造物をいう（以下、本条及び第120条において同じ）</p> <p>※4：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、第43条の3の11（使用前検査）、第43条の3の12（燃料体検査）及び第43条の3の13（溶接安全管理検査）並びに電気事業法第47条・48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう（以下、本条及び第120条において同じ）</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>7. 3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 点検の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 点検の実施時期</p> <p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7. で定めた保全計画にしたがって点検・補修等の保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <p>a) 工事計画</p> <p>b) 設計管理</p> <p>c) 調達管理</p> <p>d) 工事管理</p> <p>(3) 組織は、点検・補修等の結果について記録する。</p> <p>9. 点検・補修等の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. 点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置</p> <p>(1) 組織は、以下の a) 及び b) の場合には、不適合管理を行った上で、9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置を講じる。</p> <p>a) 点検・補修等を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、(1) a) 及び b) の場合の不適合管理、是正処置及び予防処置について記録する。</p> <p>11. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a) 保全活動管理指標の監視結果</p>	<p>7. 3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 点検の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 点検の実施時期</p> <p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7. で定めた保全計画にしたがって点検・補修等の保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <p>a) 工事計画</p> <p>b) 設計管理</p> <p>c) 調達管理</p> <p>d) 工事管理</p> <p>(3) 組織は、点検・補修等の結果について記録する。</p> <p>9. 点検・補修等の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. 点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置</p> <p>(1) 組織は、以下の a) 及び b) の場合には、不適合管理を行った上で、9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置を講じる。</p> <p>a) 点検・補修等を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、(1) a) 及び b) の場合の不適合管理、是正処置及び予防処置について記録する。</p> <p>11. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a) 保全活動管理指標の監視結果</p>	<p></p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>b) 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c) トラブルなど運転経験 d) 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果 e) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ f) リスク情報, 科学的知見</p> <p>(2) 組織は, 保全の有効性評価の結果を踏まえ, 構築物, 系統及び機器の保全方式を変更する場合には, 7. 1に基づき保全方式を選定する。また, 構築物, 系統及び機器の点検間隔を変更する場合には, 保全重要度を踏まえた上で, 以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a) 点検及び取替結果の評価 b) 劣化トレンドによる評価 c) 類似機器等のベンチマークによる評価 d) 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は, 保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>1 2. 保守管理の有効性評価</p> <p>(1) 組織は, 1 1. の保全の有効性評価の結果及び2. の保守管理目標の達成度から, 定期的に保守管理の有効性を評価し, 保守管理が有効に機能していることを確認するとともに, 継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は, 保守管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>1 3. 情報共有</p> <p>組織は, 保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を, BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p> <p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針)</p> <p>第107条の2</p> <p>高経年化評価GMは, 重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物^{※1}について, 各号炉毎, 営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに, また, 営業運転を開始した日以後30年を経過した日以降10年を超えない期間毎に, 実施手順及び実施体制を定め, これに基づき, 各GMは, 以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定</p> <p>2. 各GMは, 第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合, その他前項(1)の評価を行うために設定した条件, 評価方法を変更する場合は, 前項(1)の評価の見直しを行い, その結果に基づき長期保守管理方針を変更する。</p> <p>3. 1号炉及び5号炉の長期保守管理方針は添付4に示すものとする。</p> <p>※1: 動作する機能を有する機器及び構造物に関し, 原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p>	<p>b) 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c) トラブルなど運転経験 d) 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果 e) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ f) リスク情報, 科学的知見</p> <p>(2) 組織は, 保全の有効性評価の結果を踏まえ, 構築物, 系統及び機器の保全方式を変更する場合には, 7. 1に基づき保全方式を選定する。また, 構築物, 系統及び機器の点検間隔を変更する場合には, 保全重要度を踏まえた上で, 以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a) 点検及び取替結果の評価 b) 劣化トレンドによる評価 c) 類似機器等のベンチマークによる評価 d) 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は, 保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>1 2. 保守管理の有効性評価</p> <p>(1) 組織は, 1 1. の保全の有効性評価の結果及び2. の保守管理目標の達成度から, 定期的に保守管理の有効性を評価し, 保守管理が有効に機能していることを確認するとともに, 継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は, 保守管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>1 3. 情報共有</p> <p>組織は, 保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を, BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p> <p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針)</p> <p>第107条の2</p> <p>高経年化評価GMは, 重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物^{※1}並びに常設重大事故等対処設備^{※1※2}について, 各号炉毎, 営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに, また, 営業運転を開始した日以後30年を経過した日以降10年を超えない期間毎に, 実施手順及び実施体制を定め, これに基づき, 各GMは, 以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定</p> <p>2. 各GMは, 第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合, その他前項(1)の評価を行うために設定した条件, 評価方法を変更する場合は, 前項(1)の評価の見直しを行い, その結果に基づき長期保守管理方針を変更する。</p> <p>3. 1号炉及び5号炉の長期保守管理方針は添付6に示すものとする。</p> <p>※1: 動作する機能を有する機器及び構造物に関し, 原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。 ※2: 「常設重大事故等対処設備」とは, 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項の設備をいう。</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規基準の施行に伴う変更)</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規基準の施行に伴う変更)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考																																		
<p>(緊急作業従事者の選定)</p> <p>第109条の2 防災安全GMは、次の全ての要件に該当する所員及び協力企業従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業^{※1}に従事させるための要員（以下「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 表109の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 表109の2の緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する要員にあっては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>表109の2</p> <table border="1" data-bbox="127 789 1207 1199"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</td> <td>2時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td>関係法令</td> <td>0.5時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練</td> <td>緊急作業の方法</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い^{※2}</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：緊急作業とは、法令に定める緊急時の線量限度が必要となる作業をいう。</p> <p>※2：兼用できる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 第17条第2項、第17条の2第1項、第112条、第118条のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練 	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	関係法令	0.5時間以上	訓練	緊急作業の方法	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い ^{※2}	3時間以上	<p>(緊急作業従事者の選定)</p> <p>第109条の2 防災安全GMは、次の全ての要件に該当する所員及び協力企業従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業^{※1}に従事させるための要員（以下「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 表109の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 表109の2の緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する要員にあっては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>表109の2</p> <table border="1" data-bbox="1380 789 2460 1199"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</td> <td>2時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td>関係法令</td> <td>0.5時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練</td> <td>緊急作業の方法^{※2}</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い^{※3}</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：緊急作業とは、法令に定める緊急時の線量限度が必要となる作業をいう。</p> <p>※2：兼用できる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 第17条の7第3項、第17条の9第1項、第118条のうち、緊急作業の方法に関する訓練 <p>※3：兼用できる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 第17条第1項、第17条の7第3項、第17条の8第1項、第17条の9第1項、第112条、第118条のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練 	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	関係法令	0.5時間以上	訓練	緊急作業の方法 ^{※2}	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い ^{※3}	3時間以上	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p>
分類	項目	時間																																		
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上																																		
	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上																																		
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上																																		
	関係法令	0.5時間以上																																		
訓練	緊急作業の方法	3時間以上																																		
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い ^{※2}	3時間以上																																		
分類	項目	時間																																		
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上																																		
	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上																																		
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上																																		
	関係法令	0.5時間以上																																		
訓練	緊急作業の方法 ^{※2}	3時間以上																																		
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い ^{※3}	3時間以上																																		

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(通報経路) 第111条 防災安全GMは、緊急事態が発生した場合の社内及び国、県、市村等の社外関係機関との通報経路を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p>	<p>(通報経路) 第111条 防災安全GMは、警戒事態該当事象が発生した場合又は特定事象が発生した場合の社内及び国、県、市村等の社外関係機関との連絡経路又は通報経路を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(通報)</p> <p>第113条 当直長等は、<u>原子炉施設に異常が発生し、その状況が緊急事態である</u>場合は、第111条に定める<u>通報</u>経路にしたがって、所長に<u>通報</u>する。</p> <p>2. 所長は、<u>緊急事態</u>の発生について<u>通報</u>を受け、<u>又は</u>自ら発見した場合は、第111条に定める<u>通報</u>経路にしたがって、社内及び社外関係機関に通報する。</p>	<p>(通報)</p> <p>第113条 当直長等は、<u>警戒事態該当事象が発生した場合又は特定事象が発生した場合は</u>、第111条に定める<u>経路</u>にしたがって、所長に<u>報告</u>する。</p> <p>2. 所長は、<u>警戒事態該当事象の発生又は特定事象の発生</u>について<u>報告</u>を受け、<u>若しくは</u>自ら発見した場合は、第111条に定める<u>経路</u>にしたがって、社内及び社外関係機関に<u>連絡又は</u>通報する。</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(<u>緊急時</u>態勢の発令)</p> <p>第114条 所長は、<u>緊急事態が発生</u>した場合は、<u>緊急時態勢</u>を発令して、原子力防災組織の要員を召集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。</p>	<p>(<u>原子力防災</u>態勢の発令)</p> <p>第114条 所長は、<u>警戒事態該当事象の発生又は特定事象の発生について報告を受け、若しくは自ら発見</u>した場合は、<u>原子力防災態勢</u>を発令して、原子力防災組織の要員を召集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。<u>所長は、原子力防災態勢を発令した場合は、直ちに原子力運営管理部に報告する。</u></p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(応急措置) 第115条 本部長は、原子力防災組織を統括し、緊急事態において次の応急措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 警備及び避難誘導 (2) 放射能影響範囲の推定 (3) 医療活動 (4) 消火活動 (5) 汚染拡大の防止 (6) 線量評価 (7) 応急復旧 (8) 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置 	<p>(応急措置) 第115条 本部長は、原子力防災組織を統括し、原子力防災態勢を発令した場合において次の応急措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 警備及び避難誘導 (2) 放射能影響範囲の推定 (3) 医療活動 (4) 消火活動 (5) 汚染拡大の防止 (6) 線量評価 (7) 応急復旧 (8) 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置 	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(<u>緊急時</u>態勢の解除)</p> <p>第117条 本部長は、事象が収束し、<u>緊急時</u>態勢を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、<u>緊急時</u>態勢を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に連絡する。</p>	<p>(<u>原子力防災</u>態勢の解除)</p> <p>第117条 本部長は、事象が収束し、<u>原子力防災</u>態勢を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、<u>原子力防災</u>態勢を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に連絡する。</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>